

**東京大学大学院公共政策学教育部
外部評価報告書**

2009年3月

東京大学大学院公共政策学教育部外部評価委員会

外部評価報告書を受けて

東京大学大学院公共政策学教育部（以下「公共政策大学院」という。）は、2004年4月に、政策の形成、実施、評価に関わる専門家を養成する専門職大学院として設置されました。これ以降「国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること」を目的として掲げ、職業人や外国人を含む多様な学生を受け入れるとともに、官公庁、金融、マスコミ、シンクタンク等に多くの修了生を輩出してきました。

公共政策大学院では、設立5周年を迎えるにあたり、その目的に応じた教育水準の維持、向上を積極的に推進するために、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について自己点検・評価を実施するとともに、外部有識者の方々による評価を実施しました。このたびの自己点検・評価及び外部評価は、学校教育法に基づき実施することとされている専門職大学院の認証評価への対応の一環でもあり、本外部評価報告書は、文部科学大臣に報告するとともに、その結果をウェブサイトへの掲載等を通じて、公表することとしています。

外部評価では、公共政策大学院における自己点検・評価に際して設定した評価基準の全てについて、「基準を満たしている」との評価を頂きました。一方で、今後の展開にむけて各委員から様々なご意見やご提言を頂きました。

まず第1に、国際化への対応及び社会連携の拡充について、本公共政策大学院に対して大きな期待が寄せられていることを改めて確認しました。国際化への対応については、既に海外の公共政策大学院との学生交換を実施しており、さらに、これらの大学院との間で、一定の共通のカリキュラムによる単位互換を含む国際的な教育連携の構築を進めているなど、目に見える形での成果が現れつつあります。このたびのご提言を踏まえ、引き続き国際化の推進に努力をしてまいります。

他方、第2に、施設面では、独自のまとまったスペースが確保されていないことについて、改善が必要であるというご意見をすべての委員の方々からいただきました。この問題につきましては、資金面等、容易には解決が難しいのが現状ですが、一段の努力をしてまいります。

第3に、法学、政治学、経済学の基礎的な教科の上に立って、多様な政策領域を広く覆うような数多くの政策別の授業を提供している点について評価して頂きましたが、今後、社会人や海外からの学生を広く受け入れ、教育ニーズが多様化するにつれて、適切な授業の選択が可能となるよう、カリキュラムを再編していくと共に、学生に対してより整理した形で提示するよう、不断に改善していきたいと思っております。

外部評価委員会の委員の皆様からは、これら以外にも有益なご提言を多くいただきました。それらのご提言を真摯に受け止め、今後の組織運営に活かすとともに、全力を傾けて、教育水準の維持、向上に努めてまいります。

外部評価に際し、ご協力いただきました外部評価委員会委員の皆様には衷心より御礼申し上げます。

2009年3月

東京大学公共政策大学院

院長 金本良嗣

目 次

外部評価報告書を受けて

I	外部評価の目的と経緯	1- 1
1	外部評価の目的	1- 1
2	外部評価の実施方法	1- 1
	(1)外部評価委員会委員	1- 1
	(2)外部評価委員会の開催	1- 1
II	外部評価結果	
1	評価結果（総合評価）	1- 2
2	基準ごとの評価結果	1- 3
3	外部評価委員からの意見	1- 9
	村松岐夫委員の意見	1- 9
	田近栄治委員の意見	1-11
	塚本壽雄委員の意見	1-13
	肥塚雅博委員の意見	1-14

◇資料編

資料 1	外部評価委員会の開催概要	2- 1
資料 2	東京大学大学院公共政策学教育部自己評価報告書	

I 外部評価の目的と経緯

1 外部評価の目的

専門職大学院は、5年以内ごとに認証評価の受審が義務付けられている。開設5年目にあたる東京大学大学院公共政策学教育部（以下「公共政策大学院」という）は、2008年度中に認証評価を受ける必要がある。しかしながら、公共政策分野の評価を行う認証評価機関が存在しないため、自己点検・評価結果について、外部者による検証を行い、その結果を公表、文部科学大臣に報告することで対応することとなっている。〔学校教育法第109条第3項及び学校教育法施行第167条第2項の規定に基づく。〕

本報告書は、公共政策大学院が作成した自己点検・評価結果の内容を検証するとともに、実地視察等を通じて得られた意見を提示することによって、公共政策大学院の今後の展開へと役立ててもらうことを意図している。

2 外部評価の実施方法

(1) 外部評価委員会委員

東京大学公共政策大学院の外部検証を行うための外部評価委員会は、以下の4名によって構成された。公共政策大学院の教育が、法学政治学と経済学を中心的なディシプリンとして構成されていること、及び実務に対応した教育を行うことといった観点から、これらの点について見識を有する委員から構成されている。

村松 岐夫	学習院大学教授（委員長）
田近 栄治	一橋大学副学長
塚本 壽雄	早稲田大学大学院教授（元総務省行政評価局長）
肥塚 雅博	元特許庁長官（三井住友海上火災保険株式会社顧問）

(2) 外部評価委員会の開催

2009年1月13日（火）に4名全員の委員の出席を得て、外部評価委員会を開催した。会議の具体的な内容は、以下の通りである。まず、公共政策大学院側から自己評価報告書に基づき、その概要の説明を受けた後、2つの授業を視察し、さらに大学院学生7名に対するインタビューを行い、最後に公共政策大学院の院長等に対する面談を行った（資料編（資料1）参照）。

- ① 「自己評価報告書」に基づき公共政策大学院の概要説明
- ② 授業視察
 - ・「エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論」（諸葛宗男教授）
 - ・「事例研究（国際紛争研究）」（藤原帰一教授）
- ③ 学生との面談（大学院学生7名に対するインタビュー）
- ④ 公共政策大学院関係者（責任者）との面談

Ⅱ 外部評価結果

1 評価結果（総合評価）

[総評]

外部評価委員会では、東京大学公共政策大学院の現状について、公共政策大学院が作成した自己評価報告書及び実地視察を通じて得られた知見に基づき、自己評価の妥当性、適切性などの検証を行いつつ、評価を行った。

その結果、東京大学公共政策大学院が自己点検・評価に当たり設定した6つの基準（基準1 目的及び入学者選抜、基準2 教育課程、基準3 教育の成果、基準4 教員組織等、基準5 施設・設備等の教育環境、基準6 教育の質の向上及び改善）を全て満たしていると判断した。

[特記事項]

公共政策大学院の優れた点及び特色ある取組として、以下の2点について記す。

第1は、国際交流の進展である。

2004年度の設立以降、現在まで、コロンビア大学公共政策大学院及びシンガポール国立大学リー・クァンユー公共政策大学院、さらにパリ政治大学院、カリフォルニア大学サンディエゴ校のアジア太平洋大学院との間に学術交流に関する協定を結び、この協定に基づき、学生の交換留学を実施してきている。また、文部科学省から「大学教育の国際化推進プログラム」の支援を受け、英語の授業を拡大し、また、教材の開発を進めている。さらに、2007年度にはコロンビア大学、リー・クァンユー公共政策大学院、パリ政治大学院、ロンドンスクール・オブ・エコノミクス等の大学関係者を招いてフォーラムを開催し、これらの大学を含めた世界の公共政策系の大学院の間で、一定の共通のカリキュラムによる単位互換を含む国際的な教育連携を構築しつつある。教育の国際化を公共政策分野において展開しつつあるという点は、高く評価することができ、より実りある進展を望むものである。

第2は、公共政策セミナーの実施等に見られる、社会の各分野における実務家との教育における連携である。

公共政策大学院において、より実務に即した教育を行うことをめざして、月に1～2回政策決定・実施の中核にいる、あるいはいたことのある内外の政治家、行政官、地方自治体の首長等の実務家から、直接その経験について伺う「公共政策セミナー」を開催している。2007年後期までに全37回のセミナーを開催し、その一部の概要は、新聞などにも報道され、出版公刊されたものもある。さらに、多くの寄付講座を設けて、社会における応用を図る研究を推進し、それを教育へとフィードバックしている。このように、社会の各分野におけるリーダー及び政策を実際に担う実務家と教育の上で幅の広い連携をとっていることは、専門職大学院としての性質上高く評価することができる。

これらの国際化及び社会的な連携の推進は、今後より一層拡充していくことが期待される。

設立から5年間を経て東京大学公共政策大学院は、教育内容及び組織運営等について順調に発展してきたと評価し得るが、今後、本報告書において示された提言等を活かす形で、さらに教育及び組織運営を図って行くことを期待する。

2 基準ごとの評価結果

本項では、東京大学公共政策大学院が自己点検・評価にあたり設定した6つの基準（基準1 目的及び入学者選抜、基準2 教育課程、基準3 教育の成果、基準4 教員組織等、基準5 施設・設備等の教育環境、基準6 教育の質の向上及び改善）ごとに、当該基準を満たしているかについて、公共政策大学院の現況を示しつつ検証結果を示した。これに加えて、基準ごとに、外部評価委員会の委員からの提言等を示した。

基準1 目的及び入学者選抜

（評価の観点）

- 1-1 目的が明確に定められているとともに、当該目的が「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養う」という学校教育法第65条第2項の規定からはずれるものではないか。
- 1-2 目的が専門職大学院の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。
- 1-3 目的にそってアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 1-4 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が採用されており、実際に機能しているか。
- 1-5 入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。
- 1-6 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状態になっていないか。

〔概況〕

東京大学大学院公共政策学教育部規則の第1条の2の規定において「本教育部は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成することを目的とする。」と定められている。具体的には、（1）課題発見、（2）解決案の提示、（3）政策形成能力、（4）国際的視野、（5）コミュニケーション能力の5つから構成され、これらの能力をプロフェッショナルとしての高い倫理観に裏打ちされながら発揮できる人材を養成することを教育目的としている。

当該目的は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養う」という学校教育法第65条第2項の規定に適合している。

これらの教育目的は、学生の募集要項、パンフレット、ウェブサイトを通じて、学内外に周知、公表されている。

学生の受け入れ方針は、募集要項において「国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力を持ち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国家機関・地方自治体の公務員、国際組織やNGOの職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリスト」を志望する者を、求める学生像として提示しており、これらはウェブサイトや入学試験に関する説明会を通じて入学希望者に対して周知、公表されている。また、大学全体として作成している大学案内「東京大学で学びたい人へ」を通じて、本専門職大学院の特色等を発信している。

入学者選抜は、第1次選抜（入学願書の審査・外国語審査・専門科目試験）、第2次選抜（口述試験）により行われている。また、一般の入試に加えて、外国人選抜、職業人選抜、3年次特別選抜を実施し、多様な学生を受け入れている。入試選抜は、入試実施委員会を中心として実施され、必要なマニュアルを整備し、入試監督者に対する説明会を開催する等を通じて、厳正かつ公正な入学者選抜を担保している。また、試験問題の確認のためのクロスチェックを計3回実施し、試験の正確を期している。

入学定員の充足率は、大学院開設以降、98%から115%で推移しており、適切な状況にある。中央省庁や地方自治体の公務員、民間での職務経験を経た者、外国人留学生など、多

様な学生を受け入れることにより、社会からの要請に応じている。

以上のことを勘案し、基準1を満たしていると判断される。

[提言等]

職業人や外国人など、積極的に受け入れている点は評価できるが、全体からすると、まだ十分な割合に達していないように思われる。さらに、入試制度を工夫するなどの方策を通じて、より多様な入学者を迎え入れることが必要と思われる。

基準2 教育課程

(評価の観点)

- 2-1 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に構成されているか。
- 2-2 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 2-3 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待に応えるものになっているか。
- 2-4 授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。
- 2-5 履修科目の登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。
- 2-6 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- 2-7 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請などに対応した教育課程の編成に配慮しているか。
- 2-8 ひとつの授業科目についての学生数が、教育効果を十分に上げられるような適当な人数となっているか。
- 2-9 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 2-10 学生の履修指導および学習相談、助言が学生の多様性をふまえて適切に行われているか。
- 2-11 目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 2-12 成績評価基準や修了認定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。
- 2-13 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応がはかられているか。

[概況]

公共政策大学院への入学者の将来の志望に応じて、a. 法政策コース、b. 公共管理コース、c. 国際公共政策コース、d. 経済政策コース、の4つのコースが設けられており、各人の将来の志望に応じて授業科目が選択できるようになっている。

特に、第1に、法学、政治学、経済学、以上の3つのディシプリンがバランスよく学べるようにカリキュラムが構成されていること、第2に、応用を視野に入れた具体的な事例を扱い、これを素材として教育を進めていく事例研究がカリキュラムのコアとして配置されていること、第3に、実務からのフィードバックを適切に行い得る場が、カリキュラムにおいて提供されていること、第4に、教育を通じて、知識の取得と同時に、コミュニケーション能力を向上させるような「交渉と合意」等のカリキュラムが設置されていること、さらに第5に、国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力をつけるため、経済学基礎や事例研究（国際紛争）等の英語による授業が配置されていることにより、目的に沿ったカリキュラムが編成されているといえる。これらの授業は、例年100以上の多様な授業科目が提供されており、具体的には、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究の4つの科目群から構成され、多様な授業形態が組み合わせられている。

また、修了単位を46単位と定め、各コースごとに必要な修了要件が定められているとともに、1年間に取得できる単位数の上限を38単位と定めることにより、単位の実質化が図られている。

学生に対してカリキュラム編成に関する調査が行われ、これによって、英語による授業の拡充、事例研究の充実、実務的な科目の拡充など、学生の要望に応じた具体的な改善がなされてきた。

また、10人以下の少人数で行われている授業は全体の36.7%と最も多く、20人以下を加えると全体の約3分の2となり、相互コミュニケーションがとりやすい適切な規模を確保しているといえる。

加えて、すべての授業科目につき授業概要と詳細なシラバスの作成を義務づけており、学生が授業選択等の計画的な学習のために活用できるようになっている。

成績評価に関しては、東京大学大学院公共政策学教育部規則において、A以上の評定をつける人数の上限を当該授業の履修者の約30%を目途とすると定められており、また、成績に対して学生が説明を求める場合には、書面又は面談によって説明することを教員に対して義務づける等によりの確な認定が行われていることから、適切な成績評価、修了認定が行われていると判断される。

教育方法検討委員会で、授業アンケートの結果の検討を行い、授業方法等に関してどのような工夫を行っているのかの情報が教員の間で共有化されている。

以上のことを勘案し、基準2を満たしていると判断される。

[提言等]

法学、政治学、経済学の基礎的な教科の上に立って、多様な政策領域を広く覆うような数多くの政策別の授業を提供していることは評価できるが、他方で、その結果としてカリキュラムの全体の構成が見えづらくなっている感がある。学生のニーズに応じて適切な授業の選択が可能となるよう、カリキュラムをより整理して提示するといった工夫が必要であろう。

基準3 教育の成果

(評価の観点)

- 3-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 3-2 授業評価等、学生からの意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。
- 3-4 修了生や就職先等の関係者から意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

[概況]

各年度において、着実に修了生を出しており、順調に推移しているといえる。また、主要な就職先の一つとして考えられる国家公務員等への就職者数は、年度を経るにつれて増加しており、教育の成果が上がっていると判断することができる。

学生からの評価については、授業アンケートやインタビューの結果によると、概ね、学生の授業に対する評価は高く、教育の成果があがっていると判断できる。

さらに在学生や修了生からは、公共政策大学院の教育内容・方法や、公共政策のネットワークに主体的に加わっていけることなどについて、高く評価されている。

また、公務員に対する人気は低下しているにもかかわらず、国家公務員に対する高い目的意識をもった人材の供給先として関係省庁及び人事院等から一定の評価を得ている。入学者選抜試験が例年3倍程度の競争率を維持しており、政策実務を目指す潜在的な学生層からも公共政策大学院に対する期待が示されているといえる。

以上のことを勘案し、基準3を満たしていると判断される。

[提言等]

民間への就職、国家公務員への就職など、全体として良好な就職状況であると評価できるが、国際機関等に将来的に就職を希望する者が多いことから、どのようなチャネルでそれらの国際機関への就職が可能になるのか等のイメージを学生に対して与えることがさらに必要と思われる。

基準4 教員組織等

(評価の観点)

- 4-1 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
 - (1) 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- 4-3 教員の過去5年間程度における教育上または研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検および評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。
- 4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上相当する人数置かれているか。
- 4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。
- 4-6 各専門職大学院において教育上必要と認められる授業科目については、原則として、専門の教授または准教授が配置されているか。
- 4-7 目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。
- 4-8 教員の採用基準や昇進基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。
- 4-9 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされているか。
- 4-10 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。
- 4-11 専門職大学院の教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

[概況]

公共政策大学院の教員としては、全体で約80名を擁しており、公共政策に関わる教育に十分な教員が確保されている。

これらの公共政策大学院の教員の教育上の経歴、最近の業績、実務的な経験などに関しては、ウェブサイトにもその情報が掲載され、公表されている。

専任教員として位置づけられている教員22名のうち、専門分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者は、9名であり、全体の3割以上を占め、専門職大学院設置基準に規定されている人数が確保されている。

また、政策の作成、執行、評価に関する基礎的な知識を身につけることを目的とした基幹科目の全55授業科目のうち、ほぼ教育上のコアにあたる授業科目については、専門の教授又は准教授によって担われており、必要な教員が確保されているといえる。

さらに、公共政策大学院の中に、寄付講座などを活用することにより現在5つの研究プロジェクトないしはユニットが設けられており、実務との連携を重視した研究活動を積極的に進めるとともに、教育へのフィードバックが図られている。

以上のことを勘案し、基準4は満たしていると判断される。

[提言等]

今後、「英語による講義」を拡充するという方向性が示されている。これを実現するために、今以上に外国人教員を吸引する等の必要が生じると考えられる。この場合に、一流

の外国人学者を雇用するのか、さらにこの場合にどのような給与体系をとるのか等、日本の高等教育機関の組織に影響を持つような判断に迫られるかもしれないが、必要であると判断されることを実行して、国際的に競争力のある教育体系を構築することを期待する。

基準5 施設・設備等の教育環境

(評価の観点)

- 5-1 専門職大学院の教育研究組織の運営および教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- 5-2 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。
- 5-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。
- 5-4 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。
- 5-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。
- 5-6 特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。
- 5-7 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有しているか。
- 5-8 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。
- 5-9 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意志決定が行える組織形態となっているか。

[概況]

公共政策大学院として専有の教育施設は少ないが、他の部局の教室を利用するなど対応しており、現在の教育を遂行する上では大きな支障はないと判断される。

学生の自主的学習に供されている自習室は、インターネット接続が可能なように、有線・無線 LAN の接続環境を備えている。また、自習端末室には、情報検索や統計解析等が可能なコンピュータ端末を配置し、効率的に利用されている。

公共政策学連携研究部の教授会、公共政策学教育部教育会議を中心とした運営がなされており、管理運営のための十分な機能が発揮されている。

毎年、人事院と共催で開催される霞ヶ関セミナーや国際機関で将来働くことを希望する者に対するセミナー等を開催することにより、公務を目指す者に対して貴重な情報を収集できる機会を与えている。

また、海外からの留学生に対しては、これを担当する職員を雇用し、きめ細かに奨学金等の情報を提供するなどの支援が行われている。

運営費交付金に加えて、競争的資金や外部資金等を積極的に活用することにより、寄付講座などを設けて積極的な事業展開が図られている。

以上のことを勘案し、基準5を満たしていると判断される。

[提言等]

公共政策大学院は、法学政治学研究科及び経済学研究科の協力により運営されている。現在のところ、特に支障が生じているわけではないが、長期的に両研究科の協力を確保しつつ、効率的な運営を行っていくことが、組織の維持発展に不可欠である。この点に配慮した、長期的な組織運営を期待したい。

施設等については、授業を行い、学生の自習室を確保するという点で一定の水準は確保されているが、公共政策大学院の一体性を確保し、より充実した教育を行うためには、独自の施設を保有することが望ましいといえる。これらの方向へ向けて資金面等、一段の努力が長期的観点から必要とされよう。

基準6 教育の質の向上及び改善

(評価の観点)

- 6-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料やデータなどに基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。
- 6-2 学生からの意見聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 6-3 学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 6-4 自己点検・評価の結果が専門職大学院内および社会に対して広く公開されているか。
- 6-5 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられ、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
- 6-6 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

[概況]

教育方法助言委員会が設置され、この委員会が主体となって、学生による授業評価アンケートをすべての授業において実施し、この結果を各教員へとフィードバックしている。また、学生からの授業評価の結果が高かった教員から、どのような授業方法の工夫を行っているのかを委員会がインタビューし、その内容を他の教員に対して情報提供をすることにより、共有化している。

加えて、授業ニーズに関する調査を行う等、学生が必要と感じている授業科目や支援体制などについての意見を抽出している。英語による授業の拡充、事例研究の充実、実務家による科目の増加等の形で、これらの評価や調査がカリキュラムや授業内容の改善に活かされている。

以上の点を勘案し、基準6は満たしていると判断される。

3 外部評価委員からの意見

村松岐夫委員の意見

以下は、東京大学公共政策学教育部が学校教育法と「専門職大学院の評価基準モデル（公共政策分野）」に基づいて行った自己評価についての、外部評価委員会委員としてのコメントである。東京大学は、専門職大学院としての公共政策系大学院の必要が説かれはじめて直ちに対応して本大学院を設置した。この5年という短い期間に専門職大学院として見事に軌道に乗せたというべきであろう。上記のような法律や独立行政法人大学評価・学位授与機構の提示したモデルにおいて使われている諸基準、すなわち、（1）目的及び入学者選抜、（2）教育課程、（3）教育の成果、（4）教員組織等、（5）施設・設備等の教育環境、（6）教育の質の向上及び改善、の6つの項目のすべてに、『自己評価報告書』は、種々の観点から高い評価を与えているが、適切である。新たに専門職大学院を設置することは、ディシプリンと所属組織横断的に、各教員の役割の拡張を求めることになるため、教員がそれぞれのディシプリンに厳格であろうとする大学ほど困難が大きい。種々の工夫で、出発における困難を解決して前進した決断は賞賛に値する。また所期の目的を達成した上で、英語による講義など、さらに発展の方向を模索していることは、獲得した実態に自信があること、また新たな模索に必要なポテンシャルを持っていることを意味しており、特に評価できる。

しかし、個別に検討すれば、一層の充実や改善の余地はある。

第1は、施設の問題である。講義室に関しては、授業科目間の教員の移動と学生の移動のかねあいがどこでも問題であるが、講義室と授業科目の関係の適切さも施設問題として意識する必要がある。今回特に気になったのは、保有資料の配置・管理・利用が十分かどうかである。大学院が一つの図書館を持つことは、これまでの大学の方針に反するであろうが、個々の教育機関ごとに、特に必要とする又は利用頻度の高い資料（雑誌・書籍・政府公刊物等）について、たとえば雑誌の表紙を見せる開架の陳列方式などが可能な場所の確保が必要である。管理中枢の場所、教員の研究室、講義室、資料管理・保存検索室などの便宜は大学院レベルの教育機関では教育能率を決定する。続けて、努力されたい。

第2に、講義科目の整理という課題があるかも知れない。本大学院における授業科目は多様であるが必ずしもいくつかの統合的カリキュラムに整理されているわけではない。メニューが多いのは学生のニーズに対応するのに適切かも知れないが、大学院としての（あるいは教員サイドからの）「東京大学公共政策大学院」とは何かに関するメッセージが曖昧になる可能性がある。コース別のコア科目などの設定からすでにメッセージは表現されているとも言える。しかし、コア科目自体も、「公共政策論」の概念や役割自体が模索中であるだけに、環境変化に合わせて検討すべき課題であるという面もある。

第3に、「英語による講義」を開始する場合自然に考慮されるに違いないことを述べるだけであるが、外国人を吸引するためか、日本人の英語で公共政策系授業科目を理解し表現する力を高めるためであるか、外国の公共政策系大学院とのネットワーク上の義務としての活動か、一流の外国人学者を雇用するか、その場合に給与体系はどうなるか。日本の高等教育機関の組織に影響を持つような判断に迫られることがあるであろうが、必要であると判断されることを実行して頂きたい。日本の高等教育が「英語」との親近性が弱すぎることは大きな問題である。私自身は、日本の大学院学生が、日本語でも英語でも社会科学的思想し文章を書くことが普通になっていくことを期待する。

第4に、本大学院の多様な活動（授業科目など）にかかわる意思決定手続きは複雑である。これは、コアになる研究者教員も講義担当者も、法学政治学研究科や経済学研究科に

依存しているから当然である。しかし、このような講義スタッフの他研究科からの支援状態を続けながら、組織的には、本公共政策大学院が、基礎にある研究科から独立性を高めることはありうるのではないか。

第5に、旧来の大学院と比べて明らかに実務家を含む教員の教育研究活動の活発さが目立つ。他大学の公共政策大学院と比べて、この点で格段の差がある。大学院学生が大学内に居ながらにして「社会」に多面的に接することが出来る長所は大きい。このことは学生インタビューでも確認できた。学生に対して、社会における課題とされる公共政策の種類や現実への知識は与えられている。しかし、「学生（院生）の意欲・理解」と「解決者として政策に従事してきた実務家」との間の距離が講義によって近いものとなっているかについては確認できなかった。これは抽象的な言い方であるが、学生に宿題をもっと与えることによって解決するのも知れない。スクーリング重視かペーパー重視かということとも関係する。学生に時間をどのように使わせるかの設計の問題である。

田近栄治委員の意見

【背景】

東京大学公共政策大学院から送付された自己評価報告書に目を通したのち、2009年1月13日午後4時～午後8時半にわたって、同大学院の外部評価委員会に出席した。この会合では、同大学院側から自己評価報告書に基づいた説明を受けたほか、実際に教育の現場を視察したり、学生との直接的なインタビューを行う機会を得た。以上をバックグラウンドとして、設置後5年の実績を持つ東京大学公共政策大学院について、感想を述べる。

【感想】

① 公共政策大学院は、持続的運営可能のプログラムであったか。

公共政策大学院は、ビジネススクールや法科大学院と並んで、国際的には専門職大学院として広く認知され、大学院教育の一環を担っている。そのなかで、ビジネススクールや法科大学院については、わが国でも、その必要性はすでに広く認められている。とくに、法科大学院は、法曹界で仕事を得るためには不可欠の過程であり、法科大学院自身の存在は保証されている。

しかし、公共政策大学院は、日本にはこれまでなかった専門職大学院であり、また、学部卒の資格で公務員になることがこれまでの主たる慣行であるなかで、その必要性、及び運営の持続可能性が保証されているものではない。この点を外部評価委員会でもたずねた。

この質問への回答は以下のものであった。まず、入学試験の応募者がこれまで300人程度あり、定員のほぼ3倍程度であった。また、修了後の就職状況も、30名程度は諸官公庁に進むと同時に、人事院からも好意的な評価を得ている。そのほかマスコミ、シンクタンクなど、さまざまな道が開けているとのことであり、5年という公共政策大学院の運営を経て、一定程度の社会的な認知と持続可能なプログラムである感触が得られてきたとのことであった。

教えるサイドでは、教員として官公庁の職員からの参加を仰ぐことを通じて、専任教員との間の交流が深まったり、官公庁から実務家の講師となった人からは、客観的に自らの仕事を省みる機会を得たとのこと、専任教員と実務家教員双方に良い効果があったという説明を受けた。

以上をもって、公共政策大学院の運営の持続可能性が保証されたというわけでは必ずしもないが、先陣をきってさまざまな試みをしてきた東京大学公共政策大学院の努力は、まずは、報われつつあるのではないかという印象をえた。

しかし、公共政策大学院が供給する官公庁の職員像、及び官公庁以外に就職する学生の他の大学院などからの卒業生との差は何かなど、公共政策大学院の今後の発展のためには、さらにそのコンセプトを確かめ、新たな試みが必要であると思われる。ひとことで言えば、公共政策大学院の卒業生のどこに特色があり、優れた点があるのかについて、不断の問いかけと試行が不可欠であろう。

② 科目の工夫

多くの科目が開講されているが、なかでも、「事例研究」は40におよぶ科目が開講されている。しかも、学年を問わず履修できるようにしており、それによって、入学時の学生のホットな関心を維持し、かつ、2年次後半に生じがちなやる気の減退の防止に役立っている。

これは、実践から学ぶことを目的の一つとする公共政策大学院において重要な工夫であ

り、評価されるべきである。また、グループディスカッションも積極的に行われており、事例研究の効果をさらに高め、かつ、受講者相互の親近感が増す効果も期待できる。こうした講義から公共政策大学院の学生が、他の大学院の学生とは一味異なったスキルを身につけることができようになるのかもしれない。

③ 4つのコースの違いをどう考えるか。

東京大学公共政策大学院は、法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コース、および経済政策コースの4コースからなっている。その各コースの学生から直接話を聞く機会をえたが、そこでの印象は下記のものであった。

まず、国際公共政策コースの学生達からは、話し方も闊達であり、「世の中なんでも見てみたい」というような積極性を感じた。講義のレベル別、積み重ねに関して学生に質問したが、経済政策コースの学生以外からは、勉強に深みがなく、また、積上げ講義も少なく、はっきり言って、どれだけ賢くなったかは、疑問だという率直な答えが返ってきた。逆に言えば、政策を中心におきつつも、経済政策コースでは、経済学の性格から基礎的な学習の必要度が高いことを意味しているのかもしれない。

したがって、4つのコースには相当の差異があるということになる。しかし、これが公共政策大学院にとって負の評価となるのか、差を現実として受け入れ、それを前提に各コースの専門性を高めるべきであるという考え方をとるのか、今後検討が必要だと感じた。しかし、いずれのコースであろうと、科目の積み重ねと、学生に政策のプロとしての自覚をどのようにして持たせるのかについてさらに一層の工夫が必要である。その際、専門性の深さだけではなく、学生のコミュニケーションスキルなども含めた、総体的な見地からの検討を踏まえる必要がある。

④ 国際交流

海外の公共政策大学院との連携への強い意気込みと積極性は、高く評価されるべきである。アメリカ、フランス、シンガポールの公共政策大学院との学生交換がなされていて、留学経験をした学生の様子をみても、効果は上がっているように感じられた。留学生の受け入れについても、これから積極的に取り組みたいとのことであり、その成果に注目したい。

⑤ 改善が必要と思われる点

多くの優れた取組がなされており、全般に高く評価されるべきではあるが、公共政策大学院の独自のキャンパスが確保されていないため、科目によっては、学生が校舎を移動せざるを得ない状態は改善の必要があると思われる。コースによっては、その他大学院の施設を「共有」していると聞いた。そのほか、学生の「溜まり場」となる共同スペースも確保されていないようであり、4コースの間にある程度の垣根があるなかでは、もっと学生が自然と交流する機会を提供する必要がある。一部の教室などしかみていないが、教室環境や教育機材なども一部更新が必要であるかもしれない。

塚本壽雄委員の意見

東京大学公共政策学教育部が、2004年4月の創設以来、学内外の豊富な利用可能資源という基盤と公共政策分野専門職教育において期待される国内先導的役割の認識の上に立ち、特に、世界に通用する政策プロフェッショナルの養成を標榜し展開してきた積極的取組とその実績は大いに評価できる。中でも、以下の諸点は注目に値するとともに今後引続きの充実が期待されるところである。

(1) 修了生進路との関係での教育の成果

修了生の国家公務員Ⅰ種の合格率・内定率が高く、人材としても関係省庁及び人事院等から一定の評価が得られてきていることは、国家公務員の資質革新における公共政策系専門職大学院創設の意義を政府部内に実質先行のかたちで認識させることに貢献していると考えられる。もとより専門職学位そのものの試験・採用制度上の適正な位置づけが早急に定められることが望まれるわけであるが、それに向けての先導的貢献を果たすものとして、本大学院の人材供給先としての成果に期待が集まるところである。

一方、国際機関等志望者についても、我が国の志望者一般について国内での学位授与面での制約から競争条件において不利な点がある中で、国際化に対応するコミュニケーション能力等、世界水準の資質を涵養することを先決とし、相応するカリキュラムを提供する本大学院のアプローチは思い切った貴重なものであり、今後大いに注目したい。これに加え、前記競争条件に関連しては、本報告書特記事項として高い評価を与えた国際交流の進展なканずく有力公共政策系大学院間の国際的な教育連携の構築及びその発展を図る中で、これら志望者の就職の土壌整備やチャネル開発につながる何らかの契機が見つかる可能性がありはしないか。

(2) 実務との連携と社会的貢献

実務と連携した5つの研究プロジェクトないしユニットを、大学院のいわば周辺部分でなく、直接内部に設けるアプローチを選択したことは、教育面へのフィードバックをより強固かつ安定した基盤にのせる効果を生んでいるように思われ、卓見であったと考える。また、これが外部とのネットワーク形成面でも有効に働いているようであり、これは、多岐多様にわたる公開セミナー（公共政策セミナー以外のもの）の積極的開催というかたちで反映されていて、本大学院の社会的貢献の面でも注目すべき成果を生んでいると考えられる。

なお、これに関連して本大学院のニュースレターもこうした取組の社会的発信の媒体として企画・内容ともに工夫のあとが見られ、貴重な役割を果たしているとする。今後引き続き、内容、提供方法等を一層良いものに磨いていってもらうよう期待したい。

(3) その他

施設に関し、高い集中・専有が実現していないことによる大きな教育遂行上の支障は生じていないわけではあるが、学生に実感としての全員集合や広範囲・濃密な接触の機会がないなど、学生相互さらには教員・学生間の一体感のもたらす無形の効果の面で、国際連携の対象となっている海外有力大学院等のような独立専有施設への集中の場合に比べ相当の損失が生じていることは否めない。独自施設の保有の早期実現は当然の課題である。また、当面、日常の問題としても、一体感醸成への大学院としての配意を示していくことも大事ではなかろうか。そのための媒体として前述したニュースレターは一定の機能を果たしており、また一層の可能性も胚胎しているように思う。この面でも、ニュースレターをさらに良いものに磨いていってもらうことを期待したい。

肥塚雅博委員の意見

東京大学公共政策学教育部は、法学、政治学、経済学を中心に、公共政策にかかる幅広いカリキュラムを準備し、有数の教員を幅広く揃え、「自己評価報告書」にあるように、「課題発見」、「解決案の提示」、「政策形成」に最先端の理論や研究成果を活用することのできる人材を養成する機関としての実績をあげてきている。

また、幅広い公共政策分野について実践科目や事例研究が用意されている。充実した実務家教員がこれらを担当している。グローバルな視点についても、国際公共政策コースを中心に多くの科目が用意されている。

(1) 実務と理論、領域間の連携の一層の強化

現実の政策や事例に、最先端の理論を当てはめてみる、またある事例に複数の領域の理論の適用を考え、多くの視点からの光を当てることが、公共政策学教育部の強みであり特色であると思われる。また、現実の政策や制度の事例を、このような視点から、批判的に見ることも極めて重要である。すでに、このためチームティーチングなど様々な工夫がなされている。しかし、事例研究など通じて、実務と理論との連携、そして、特に異なる領域(経済学と行政学や法学など)間の連携をさらに強化できないだろうか。「課題発見」や「解決案の提示」さらに「立案プロセスの設計(立案プロセスの合理性)」において、複数の視点から最先端理論の活用の可能性を考え、合理性を追求することのできる人材の育成を期待したい。また、このような実務と理論、異なる領域間の連携の下での事例研究や学際的な研究も重要と思われる。

(2) グローバルな視点の重要性

すでに「国際的視野」が重視されている。このために国際公共政策コースを中心に充実したカリキュラムが用意されている。しかし、国内の制度と国際的なルール形成を分けて考えることができなくなってきた。単に各国の事例を比較するだけでなく、(これらの各国の事例を導くあるいは拘束する)グローバルなルール形成と我が国のルール形成を一体として考えることも重要である。この点、(国際公共政策コースだけでなく)法政策コースや公共管理コース、或いは経済政策コースにおいても、そのカリキュラムや教育課程において、国際的あるいはグローバルな視点がより一層重視されるべきではないかと考える。

(3) 施設の充実と連携強化などのための予算の確保

- ① 上記の(1)の実務と理論・異なる領域間の連携の強化のために、また、(2)のグローバルな視点の重要性から、各分野・領域の(できれば国籍も)多様な教員間、教員と学生間、学生間の連携の場が必要でもある、幅広い教員、カリキュラムや教育内容の充実に見合う施設の充実が求められる。
- ② さらに、グローバルな視点の重要性から、(外国人学生の増加とともに)外国人教員や外国人ゲストを招へいしての教育・セミナー開催などの拡充が必要ではないかと思われる。このために必要な予算の確保も望まれるところである。

資 料 編

資料 1 外部評価委員会の開催概要

資料 2 東京大学大学院公共政策学教育部自己評価報告書

資料 1 外部評価委員会の開催概要

日 時；平成 21 年 1 月 13 日（火）16:00－20:40
場 所； 第 2 本部棟 6 階会議室ほか
外部評価委員；村松岐夫、田近栄治、塚本壽雄、肥塚雅博
大 学 側；金本良嗣、田邊国昭、森田朗、徳永崇、
紺野鉄二、谷井賢治、遠藤健三、山田健

1. 概要説明

初めに、金本院長から、外部評価の趣旨及び外部評価委員会の構成等について説明があり、続いて、互選により村松岐夫氏が外部評価委員会委員長に選出された。

次に、田邊副院長から、東京大学公共政策学教育部自己評価報告書に基づき、自己評価内容について説明があった。

2. 授業視察

外部評価委員により、「エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論」（諸葛宗男教授）及び「事例研究（国際紛争研究）」（藤原帰一教授）の授業視察が行われた。

3. 学生インタビュー

外部評価委員により、本大学院学生 7 名に対するインタビューが行われた。

4. 審議

続いて、外部評価委員による審議が行われた。その要旨は次のとおりである。

【基準 1 目的及び入学者選抜】について

A 委員 既存の研究科と比較して、学生の質や気質は如何か。

大学院 単に学力を見るだけでなく、面接を通じて、将来実務で伸びる者を選ぶよう努めているので、研究者志望がメインの研究科修士の学生と比べると、元気な学生が多いような感じである。例えば、夏休みの過ごし方についても、インターンに行ったり、海外 NGO の活動に参加したりするなど、ビヘイビアが異なっている。研究者のようにオリジナルティあることをやるというタイプではないが、実務家としてのスキルを持つタイプが来ているという感じを持っている。

B 委員 入学者選抜の「職業人選抜」とは、企業等からの派遣か。また、別枠の選考か。
大学院 企業や国家公務員の派遣のほか、退職者等色々いる。入学試験の違いはエッセイがあるだけで筆記試験もあり、選考も全部一体として行っている。

B 委員 「実務で伸びる者を選ぶ」という点は説得力があるが、これに関連して、この 5 年間で、入学選抜制度を見直したものはあるのか。

大学院 これから見直そうというところで、例えば、職業人については別の対応を検討している。また、3 年次特別選抜は、中退者用であるため人数は思ったより多くないが、質は確保されているので 5 年間は維持してきた。ただし、見直しの議論はある。

A 委員 5 年の経験に照らし、この種の専門職大学院はバイアブルと評価できるか。

大学院 外部環境が違うのでアメリカの専門職大学院にはまだまだ距離はあるが、今の日本の仕組みでも一応のマーケットはあり、少なくとも 2 つの条件が満たされている限りはバイアブルなシステムになると思う。

1つは、「入り口」で、一定の競争倍率の確保である。本大学院の場合、2.5～3倍の間で推移しているのも、それなりの人材の集団が集まってきている。もう1つは、「出口」で、就職である。本大学院の場合、比較的好調に推移しており、国家公務員になる者が毎年25名程度出ることを始め、比較的好い企業に就職している。

これら2つが結びついている限りはバイアブルであり、今後も、積極的なPR等により競争倍率を維持していくことや、就職後の評価にも耐え得る人材の輩出のためのカリキュラム等の的確な組み替えに努力していくことが基本的に必要であると考えている。

ただ、これに加えて、外国人、社会人を増やし学生のヴァリエーションをもう少し高めていくことも必要ではないかとして検討している。

C委員 何故社会人の増員を考えているのか。学部卒だけでは大学院の目的を達し難いのか。社会人を増員した方が質は高くなるのか。

大学院 実務的課題について授業を行っているのも、実際の社会に対する知見は必要であり、学部卒の学生だけではその感覚が不足している。数年程度の社会経験のある者がいればその経験を他の者にフィードバックできるので、教育の効果や学生全体の質を高めるためには、社会人の割合をもう少し増やす方がいいと考えている。

C委員 専修コースとの伝統、蓄積と本大学院の関係は如何か。

大学院 両者は教育システムが決定的に異なり、専修コースでは、事例を用いた授業は教育のコアではなく、指導教官の下で、体系的な思考に基づく研究を行い、リサーチペーパーを書いて成果物を出すことを目的としている。

C委員 人的供給機関との関係は如何か。

大学院 地方自治体からの派遣者が減少しており、この点に再度力を入れることが本大学院の教育効果にとっても、地方自治体の人材向上にとっても有用ではないかと考えている。

【基準2 教育課程】について

A委員 4コースあるが、それぞれに科目履修のひな形やプロセスの類を示しているのか。

大学院 経済政策コースでは、モデルコースをオリエンテーション時に説明している。他のコースでは、モデルを示すと全て同じになってはいけなくて、オリエンテーション時に、参考程度として口頭で説明しているに止めている。

むしろこの点では、年数の経過とともに、先輩からの伝承が自主的な取組として効果的に機能しているようである。

C委員 基準の中の「2-11 目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか」の趣旨は何か。

大学院 ポイントは、成績評価基準や認定基準がルールとして定められ、共有化され、実際に学生に対しルールとして公表され理解されているかということと理解しており、本大学院では、これらのルールを組織として定め、学生に対し分かりやすく示している。

C委員 学生の成績への関心は高いのか。

大学院 成績基準として「A」以上は原則として3割と定めている。全員「優」もあり得る学部のゼミ等とは異なるため、厳しい評価に対する不満や苦情があった。成績評価に対する説明制度を定め、説明希望に対しては適切に対応しているので、

特段の大きな不満はないと承知している。この成績評価の説明制度についても、ルールを作成して説明している。

このほか、成績優秀者に対しては表彰制度を設けている。

C委員 公務員を志望する学生の単位取得スケジュールはどのような状況か。

大学院 単位の年間取得上限は38単位であるので、大体1年次に30単位近くまで無理して取り、卒業の目処を立てた上で、受験勉強、官庁訪問等に臨んでいるようである。

A委員 そのように1年次で多くの単位を取り、2年次の前半で内定先を決めた学生は、後半は忙しくなくなるのではないかと思うが、そのような学生に対し、卒業時まで勢いを持って走り抜けさせる工夫をしているのか。例えば、公務員試験の日程を踏まえたカリキュラムの見直し等を考えているのか。

大学院 2つあって、1つはリサーチペーパーや研究論文を書かせることである。大体3～4割の学生が書いており、この数は年々増加している。もう1つとしては、各政策分野対象の展開科目は年度後半が多いので、進路が決まった後にこれらを履修することがある。

経済系では、2年次後半は事例研究の一番のまとめの時期である。前半は就職活動もあってバックグラウンドの調査で終わっているので、2年次後半でそれをまとめることで達成感を得て卒業している者が多い。

就職活動のため2年次前半は忙しいので、単位の取得の点では2年次後半もそれなりに頑張る必要があり、モラルが下がるという状況はないと思う。官庁内定後に関連する事例研究をとる者や既修にもかかわらず再度聴講する学生もあり、だれるという印象はない。

A委員 リサーチペーパーと研究論文の違いは何か。

大学院 リサーチペーパーはタームペーパーに近いもので、事例をまとめたものである。学生が自分で指導教員を見つけて依頼する。研究論文は修士論文に代わるものである。

A委員 本大学院を出て、博士後期課程に進む者もいるのか。

大学院 年間で2～3名程度が法学政治学研究科に進んでいる。経済学研究科は皆無であるが、海外のPh.D.コースに進む者がいる。

C委員 博士後期課程に進まない学生が研究論文を書く目的は何か。

大学院 自分の指導経験では、官庁派遣の者が本格的な論文を書きたいとするものがあった。

【基準3 教育の成果】について

B委員 「人材の供給先として関係省庁から一定の評価を得ている」とあるが、どういう機会でどういう感触を得たのか。

大学院 官房人事課との情報交換や、人事院との定期的な意見交換を通じて、このような感触を得ている。また、本大学院の国家公務員I種試験の受験者数、合格者数、内定者数等を見ると、内定率は他と比べて高く、人材として高く評価されているようである。最後の面接に強いようである。

B委員 「公共政策のネットワークに主体的に加わってゆける」とはどういう意味か。

大学院 実務教員が多いので、課長級の官庁の人達に来て貰ったり、ヒアリングに行ったりするなどによって、現場に混じる、あるいは、かなり幅広い付き合いができるということである。

【基準4 教員組織等】について

A委員 「教員の構成」のうち「専任であるが、他の学部・大学院（博士課程）の専任教員」の分類枠は見直しが必要であるが、今後どのように扱う予定か。また、「専任教員」の人事はどのようにしているのか。

大学院 まず、仮にこの分類枠をなくしてゼロにしてもなお教員数は設置基準を満たしており問題は生じない。今後は、この分類枠から必要数を「専任教員」の分類枠に移し替え、この分類枠自体をなくすことで対応することになる。この場合の具体的な教員は、厳格なローテーション制等はないが、出たり入ったりすることになる。また、「専任教員」の人事は、一部の実務家教員を除いて、母体である法学政治学研究科、経済学研究科で行っている。

【基準5 施設・設備等の教育環境】について

C委員 「資料の配置場所は、分散的であるが、積極的に活用されているといえる」の記載趣旨は何か。

大学院 大学院自体には専用の図書館はないため、法学部、経済学部の各図書館に公共政策大学院用の専用棚を設け、活用されているという意味である。

B委員 法学部や経済学部の図書館にある公共政策大学院用の専用棚には、法律、経済に重複するような図書も置いているのか。

大学院 重複しているものもそれぞれに置いているし、複数購入している。

C委員 スペース、施設、資料の設置場所の一層の改善が必要ではないか。

【基準6 教育の質の向上及び改善】について

B委員 教育課程の見直しについては、どのような機会に行っているのか。

大学院 2つあって、1つは、毎年カリキュラム等を見直しており、ルーティンの中で科目の増減をしている。もう1つは、開校2年目に、学生全員にアンケートを配り、追加科目等の要望調査を行い、その結果を踏まえ、例えば、英語の授業科目や実務家による授業科目を増やした。

特に5年に1回見直しを行うというのではなく、毎年少しずつ変えている。例えば、経済系では、当初は、基礎科目の上に事例研究を積み上げることにしていたが、就職活動等との関係から、1年目からも事例研究を入れることにした。また、通常、経済学の応用科目は4単位であるが、政策を教える観点からは、基礎的な内容を省略し、2単位を多くすることとした。

最初の1、2年目は試行錯誤で、各方面の意見を徴しつつかなり柔軟に毎年どうすべきかを検討し、ようやく5年経過する中で、段々と固まってきた感じである。もともと最初からがっちりしたものがあって突っ走ってきたというものではない。

A委員 経済政策コースでは、必ずしも4月から基礎科目を順に積み上げていくプロセスにはなっていないのか。

大学院 積み上げない者もいるが、基礎科目を最初に取りつけないと苦しいようだ。1年時の事例研究についてもその隙間にとれということである。

【その他特記事項】について

B委員 「リサーチペーパー等の作成を通じて学生の主体的な学習を促してきた」とある。リサーチペーパー等の位置付け等にも関わるが、この「促してきた」の意味、

あるいはどの程度「促してきた」のか。

大学院 当初、この教育部は、他の研究科と違って、修士論文を書くことを目的とはしていないので、ある種例外的な扱いとしてこの制度を設けた。具体的には、リサーチペーパーは企業派遣者の成果物としての側面が強く、研究論文は博士課程後期に進む学生にとっての審査論文として、それぞれかなり限定的に導入したものである。しかしながら、実際に導入してみると、それぞれ2単位、6単位であるので、事例研究を発展させてリサーチペーパー等を書きたいというような学生が結構いて、多くの人がこれにトライするようになった。これに加えて、霞が関インターンシップに参加した学生に対しては、成果物をリサーチペーパーにまとめると単位を付与することとしたので、その分でもだいぶ増加してきた。今では、リサーチペーパーで年20本以上、研究論文で10本程度出ている。また、これらのうち質の高いものはホームページで公表している。よく見られているようであり、サイテーションされているものもある。

B委員 いずれも4月に科目登録するのか。

大学院 指導教員の了解を得る必要があるので、現在のところは7月を登録時期としている。

【その他自由テーマ】

◎ 評価できる点について

A委員 5年間をポジティブに評価するとどのようなことがあるか。

大学院 1点目として、役所とのネットワークの構築が一番大きい。非常勤講師やゲストスピーカーをスムーズに出して貰っており、また、これら講師らも知見を提供すると同時に、学生との議論から何かを得ているようであり、学生、実務家双方にとって良い効果が生じている。これは、東京にある大学の強みであると言える。

法学部・経済学部双方の教員の授業を聞ける環境があることに加え、これらの教員が持つ外とのネットワークを上手く取り込めることができたことによって、理論プラス実務の授業が行われ、学生にとって大きな効果を上げているとともに、教員にとっても負担の軽減、あるいは同じ負担でも高い教育効果を上げることができており、これは1つのセールスポイントである。

特に経済系では、実務家に教えて貰うだけではなく、経済学者と実務家が一緒になって新しいものを作っていくことを狙っており、大体の事例研究では、こうしたチームティーチングを基本としている。

2点目は、国際交流の進展である。この5年間で、コロンビア大学公共政策大学院、シンガポール国立大学リー・クァンユー公共政策大学院、パリ政治大学院及びカリフォルニア大学サンディエゴ校アジア太平洋大学院との間に学術交流の仕掛けを構築し、交換留学生を年間4～5名派遣している。長期的には、ダブルディグリー制を導入する方向に持っていくほか、英語プログラムを立ち上げ、アジア等の人材を受け入れるなど、色々なところとの交流を重ねていくことを目指している。

A委員 確かに、ヒアリングでも、学生らは実務家の話を聞いて良かったと言っていた。

C委員 交換留学の場合は、授業料はどうなるのか。

大学院 現行の交換留学の場合は、派遣元の授業料であり、このため数が合わないがサステイナブルとならない。ダブルディグリーを導入すると、留学先の授業料となるので、制約は少なくなる。

◎ 改善すべき点について

A委員 改善すべき点は如何か。

大学院 今後の課題として、入試の見直し、カリキュラムの見直し、国際交流の更なる展開、公共政策セミナー等の運営の見直しを考えている。

入試の見直しについては、実務家に筆記試験を課す必要があるか否か、国際的人材の受入時にはAO制の導入は不可避ではないか等が課題である。

カリキュラムの見直しについては、科目数が170位とかなり多いので、コア部分に絞って精査する作業が必要である。展開科目では各政策分野を大体網羅しているが、これを維持しつつ、スリム化を検討する必要がある。

国際交流に関しては、英語プログラムを創設し、アジア等の人材を確保することが課題である。

公共政策セミナー等については、国内外の著名な政治家等に講演して頂き、回数・内容ともかなり充実していると思うが、学生の出席が少なく余りに勿体ないので、運用を効率化、実質化すべきであると考えている。

このほか、大学院全体の運営面で言えば、国内外の学生に対する奨学金制度の充実等を考えると、財政的な資金の安定的確保は課題である。また、設備・施設面が貧弱であり、コンピュータ環境の整備等を考えると、この点でも将来にわたり安定した財政的基盤が必要である。

◎ グローバル化の視点について

D委員 国際公共政策以外のコースでもグローバル、国際性をどう考えていくか。政策立案の高度化のためには、理論の裏打ちとグローバルな競争力の2つの点が必要であり、本大学院で良い人材を育てていくと、人材の競争力が高まり、役所も良くなっていくというメカニズムが働くはずである。

この点で、アジアの外国人を受け入れることや英語による教育も大事であるが、グローバルなルールメイキング、グローバルな政策が必要だという視点をどうやって入れていくか、あるいは、グローバルな競争力、政策に品質評価書を書けるような能力をどうやって身に付けていくかが大事ではないか。グローバルな観点が、国内の制度立案、特に法制度の立案の領域で必要ではないか。

大学院 元々バイリンガルな教育を出発点にしている。少なくとも経済系では、今インターネットを見れば、各国の先端の人達の考えが分かるので、その程度は消化した上で政策を立案することを原点としており、これが元々の志向である。

政策の国際競争力については絶えず意識して学生に話している。どういう形で能力とスキルを身につけるかであるが、専門職大学院であるので、特定分野の専門家の最先端のことを自分でやっていく力はないかもしれないが、それをフォローすること、どういうツールで調べ、制度化の際はどういうことを考えなければいけないかということは教育の中で示している。実際のレポートでも、少なくとも米、英を調査し、中には仏、独等まで調査して、各国の状況はこうだ、日本はこうであって、こういうことも考えられるというレポートを出す者もあり、少しずつレベルが上がってきている。

また、国際競争力については共通して考えていく場がある。具体的には、コロンビア大学公共政策大学院やシンガポール国立大学リー・クワンユー公共政策大学院、ロンドンスクール・オブ・エコノミクス、パリ政治大学院との間で、パ

ブリックポリシーに関するカリキュラムの共通化やダブルディグリー制の導入まで視野に入れたある種アライアンスを作ろうとしており、国際競争力の中でも共通して全体のレベルを押し上げていくことを次の5年間で展開していきたい。

A委員 海外の各校とは連絡をとっているのか。

大学院 特に、リー・クエンユー公共政策大学院やパリ政治大学院とはかなり連絡をとっている。

◎ 「手法」について「批判的」な人材の教育について

D委員 チームティーチングを通じて、実務家を、特に「内容」ではなく「手法」について「批判的」に見ることは大変貴重なことである。「今のやり方はおかしいけれど、君らはああいうやり方じゃないような視点がいるよね」という教育をたくさんすることは貴重である。実務家がここの授業で刺激を受けるということもまたそのとおりである。そういう観点でカリキュラムを見ると、少しバラバラではないか。「批判的に見る」ことを上手くカリキュラムに組み合わせることにより、最先端の人材、「批判的」な見方のできるいい人材を供給していくことにつながるのではないか。そうすれば「外国の公務員は皆マスターを持っている」ことの趣旨が日本にも浸透していくことになるのではないか。

大学院 事例研究等の実務家教員は役所の政策の守りに入る人達ではないので、かなり批判的なものもある。また、事例研究では、相当数の学生チームができるので、彼らが調査結果をまとめることによって、博士課程の学生と違って凝ったものではないが、政策の現場から見るとかなりいい研究レポートができる余地がある。

実務家の授業には、座学でないところに学生の関心が高いのであるが、それプラス基礎になる理論とのバランスを教育の中でとっていくことを試行錯誤で考えていきたい。

◎ 本大学院卒の PhD について

C委員 このような大学院で、研究者になるのではない PhD を出すことは考えられないのか。

大学院 最初から話としては出ていたが、何人学生が来るかという点と取得した学生のマーケットがどの位あるかかという点で、現時点では実現は難しいのではないかという判断をしている。将来的には出てくる話ではあるかとは思いますが、直ちにはなかなか困難ではないか。理系のポストクの問題もあり、この問題を考える際には、大学院の研究者養成全体の見直しの中で位置付けを検討していかなければならないのではないか。

D委員 企業では少しずつ専門職が入ってくるような気がするが、役所の仕組みがどのように変わってくるかと関係してくる。単に供給側だけが変わっても需要側が変わるのか。世界的にはそちらの方向に向かう可能性は高いが、この問題は、大学側の問題なのか、需要側だけの問題なのかは非常に難しい。

※ なお、委員長についても「委員」の表記としている。

以上

資料 2

東京大学大学院公共政策学教育部
自己評価報告書

2008年12月

目次

はじめに	1
基準1 目的及び入学者選抜	3
基準2 教育課程	6
基準3 教育の成果	12
基準4 教員組織等	16
基準5 施設・設備等の教育環境	21
基準6 教育の質の向上及び改善	24
その他の特記事項	26

はじめに

本報告書の趣旨と記述に関わる指針

東京大学大学院公共政策学教育部は、2004年4月に、公共政策に関わる専門職大学院として設置され、本年度で5年目を迎えることになる。学校教育法により、専門職大学院は、その目的に応じた教育水準の維持向上を積極的に図るため、5年以内ごとに認証評価を受けることが必要とされている。公共政策の分野においては、未だ認証評価機関がないため、自己評価報告書の作成と自己評価結果に対する当該大学の職員以外の者による検証によって、その機能を代替するとされている。本報告書は、この自己評価の結果をまとめたものであり、公共政策系の専門職大学院の設置計画時の基準に合致しているか、また、今後の課題としてどのようなものがあるかを示し、教育及び組織運営に対するフィードバックを図るとともに、その活動に関する社会的なアカウンタビリティを果たそうとするものである。

本報告書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が2007年1月に提示した『専門職大学院の評価基準モデル』を参考としつつ、自己評価を行った結果を示すものである。

具体的には、(1) 目的及び入学者選抜、(2) 教育課程、(3) 教育の成果、(4) 教員組織等、(5) 施設・設備等の教育環境、(6) 教育の質の向上及び改善、の6つの項目に関して、それぞれに評価の観点を設定し、各観点について本大学院の現状分析を行った。以下では、この観点のうち、まず、設置基準等が定める基準に合致しているか否かを点検するとともに、あわせて、これらの基準以上に本大学院が重視し、その最低限充足すべき基準を超えて積極的に尽力した側面について記述する。特に前者の側面については、必要な資料の提示とともに簡潔な評価と記述を試みた。また、後者の側面に関しては、現状の達成度とその課題について、その概要を示した。

基準1 目的及び入学者選抜

■観点

- 1-1 目的が明確に定められているとともに、当該目的が「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を養う」という学校教育法第65条第2項の規定からはずれるものではないか。(目的)
- 1-2 目的が専門職大学院の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。(目的の公表)
- 1-3 目的にそってアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。(アドミッション・ポリシー)
- 1-4 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が採用されており、実際に機能しているか。(学生の受け入れ方法)
- 1-5 入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されているか。(入学者選抜実施体制)
- 1-6 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状態になっていないか。(実入学者数)

■観点到に係わる状況と自己評価

観点1-1 (目的)

東京大学公共政策学教育部(以下、「本大学院」という。)は、2004年4月より、公務員をはじめとする政策の形成、実施、評価の専門家を養成する大学院修士課程(専門職学位課程)として法学政治学研究科と経済学研究科の連携のもとに創設された。この大学院は、同時期に創設された法科大学院と同様、新しく専門職の人材を養成することを目的として設けられた専門職大学院の一つである。本大学院は、広く公共政策に関わる政策プロフェッショナルの養成を目指している。

本大学院は、現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民に対してこれらを伝達し、合意を構成していく力を養うことを目的とする。この能力は、具体的には、(1)課題発見、(2)解決案の提示、(3)政策形成能力、(4)国際的視野、さらに(5)コミュニケーション能力の5つから構成されると考えることができる。これらの能力をプロフェッショナルとしての高い倫理観に裏打ちされながら発揮できる人材を養成することが、本大学院の教育目的である。

これらの目的は、東京大学大学院公共政策学教育部規則の第1条に明確に記されており、その内容は、学校教育法第65条第2項の規定からはずれるものではない。(添付資料1-1:東京大学大学院公共政策学教育部規則)

観点1-2 (目的の公表)

本大学院の目的は、東京大学大学院公共政策学教育部規則の第1条に明記するとともに、学生の募集要項において明示し、さらにパンフレット、ウェブサイトを通じて、学外にも広く公表している。(添付資料1-1:東京大学大学院公共政策学教育部規則)

観点1-3 (アドミッション・ポリシー)

学生の募集要項等に、本大学院の目的を明記するとともに、その内容をウェブサイトに掲載・公表し、周知するようにつとめている。(添付資料1-2:学生募集要項、添付資料1-3:東京大学で学びたい人へ(抜粋))

また、入学試験に関する説明会を開催し、そこで入学を希望する者に対して、選抜方法等に関する情報を提供した。平成20年度は、平成20(2008)年6月5日(木)午後1時30分~3時に、

法学部 25 番教室（東京大学本郷キャンパス法文 1 号館）において開催し、約 250 名の参加者を得ている。

観点 1－4（学生の受け入れ方法）

アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜し、受け入れるべく、入学者の選抜においては、第一次選抜として入学願書の審査・外国語審査・専門科目試験を行い、第二次選抜として口述試験を行っている。

1 入学願書の審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの及び出身大学の学業成績を添付するものとする。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

2 外国語の審査

本大学院では共通の外国語として英語を用いるので、すべての受験者は英語の能力を示すため、TOEFL（IBT, CBT またはPBT ※ただし、ITPは不可）の成績を提出しなければならないとしている。ただし、英語を公用語とする国に所在する大学もしくは大学院を卒業又は修了した者は、卒業証明書ないし修了証明書等を提出すれば、TOEFL の成績の提出が免除される場合がある。なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFL 成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いている。

3 専門科目試験

受験者の多様なバックグラウンドにこたえるため、以下のような6つの試験区分を設け専門的な知識を問うている。括弧内の科目名は、各試験区分において行われる試験科目である。

- 1) 法律（行政法、国際法）
- 2) 行政（政治学（行政学を含む）、行政法）
- 3) 政治（政治学（行政学を含む）、国際政治）
- 4) 国際関係（国際法、国際政治）
- 5) 経済学（マクロ経済学、ミクロ経済学）
- 6) 数学・統計学（数学（微積分・線形代数）、統計学（確率・統計））

なお、経済政策コースを志望する者は、5) 経済学、6) 数学・統計学のいずれかを選択しなければならない。

4 口述試験

入学願書審査、外国語審査、専門科目試験を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行っている。法律学・政治学・経済学の各分野を大学の学部専門課程において履修していない入学志願者、外国人選抜枠並びに職業人選抜枠での審査を希望する者については、外国語審査・専門科目試験以外の要素を相対的に重視して可否を判断している。

5 外国人選抜（日本語以外の言語を母語とする者）

日本語以外の言語を母語とする受験者については、TOEFL の成績票に加えて、日本語の能力を示す証明書を添付することを要求している。

6 職業人選抜

職業人選抜による応募を希望するものは、職業人としての経験から得られた知見、問題意識などに関して、所定の書式によるエッセイを入学願書とともに提出しなければならない。職業人として十分な経験を積んだものと認められない場合、また職業人としての経験と公共政策学教育部での履修に十分な関わりがあると認められない場合は、職業人選抜の枠ではなく、一般選抜応募として認めている。

7 3年次特別選抜

大学3年次在学の学生を対象とした特別選抜を行い、毎年、若干名の入学者の受け入れを許可している。

以上のような多様な試験方法を組み合わせ、適切な学生を受け入れている。定員は各年度100名であるが、現在までに受け入れた学生は、以下の表に示されるように、中央省庁や地方自治体の職業人や民間での職務経験を経た者、また、海外からの留学生を相当数含み、多様な学生を受け入れてきた。(添付資料1-4：入学者選抜実施状況)

表 1 外国人と職業人の合格者数

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
外国人	6名	9名	9名	6名	3名
職業人	17名	12名	13名	7名	10名

観点1-5 (入学者選抜実施体制)

入学者選抜は、院長を入試本部長とし、入試実施委員会がその実施に責任を負う体制を構築している。この責任体制の下で、複数の教員が書類選考・出題・採点・面接を担当し、最終的な入学許可者は、拡大入試実施委員会で原案を策定し、教育会議の承認を得て決定している。

また、実施が公平かつ過誤のないように実施されるように、3度、問題の確認のためのクロスチェックを行っている。また、実施に支障がないように必要なマニュアルを整え、入試監督者に対する説明を行い、試験の厳格かつ公平な実施を担保している。

観点1-6 (実入学者数)

本大学院の定員は、年100名である。現在までの志願者数、合格者数、入学者数は、以下の表のとおりであり、定員と実際の入学者数との間の乖離は大きくない。

表 2 志願者数、合格者数、入学者数

項目	2004年 4月入学	2005年 4月入学	2006年 4月入学	2007年 4月入学	2008年 4月入学
志願者数	240	341	294	305	293
合格者数	109	114	119	119	126
入学者数	96	98	103	101	115

※大学3年次に在学する者に係る特別選抜及び北京大学との交流協定に基づく特別選抜分を含む。

基準2 教育課程

■観点

- 2-1 授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に構成されているか。（授業科目の配置）
- 2-2 授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。（授業科目の内容）
- 2-3 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待に応えるものになっているか。（職業分野の期待する教育の水準）
- 2-4 授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。（研究成果や実務経験の授業科目内容への反映）
- 2-5 履修科目の登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。（単位の実質化への配慮）
- 2-6 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。（時間割設定）
- 2-7 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請などに対応した教育課程の編成に配慮しているか。（教育課程の編成）
- 2-8 ひとつの授業科目についての学生数が、教育効果を十分に上げられるような適当な人数となっているか。（受講学生数）
- 2-9 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。（シラバス）
- 2-10 学生の履修指導および学習相談、助言が学生の多様性をふまえて適切に行われているか。（学生指導）
- 2-11 目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。（成績評価基準と修了認定基準）
- 2-12 成績評価基準や修了認定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。（成績評価等）
- 2-13 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応がはかられているか。（教員間情報共有）

■観点到係わる状況と自己評価

観点2-1（授業科目の配置）

本大学院への入学者の将来の志望に応じて、a. 主として法学を中心とした視点から様々な社会経済課題を分析し、その具体的な解決を図るために必要な知識と企画力とを修得し、具体的な法律作成を可能にする能力を習得することを目的とする「法政策コース」、b. 主として政治学、行政学の視点から公共政策に関わる課題を分析立案し、組織及び政策運営に必要な知識と経営能力とを習得することを目的とする「公共管理コース」、c. 外交や開発援助といった国際的な政策課題に対応するために必要な知識と交渉力及び企画力とを修得し、さらに必要なコミュニケーションの力をつけることによって、国際公共政策に対応する力をつけることを目的とする「国際公共政策コース」、d. 公共政策を主として経済学の視点から分析、評価するための知識と分析力とを修得し、公共政策の経済分析を行う専門家を養成することを目的とする「経済政策コース」、の4つのコースを設けるとともに、広く公共政策に関わる政策プロフェッショナルの養成を目指すという本大学院の目的に沿って、以下のような形でカリキュラムを編成している。

第1に、制度の立案と運用に関わる知識を身につけるための法学、制度を動かしていくダイナミクスに関わる知識を身につけるための政治学、政策案の導出と評価をおこなうために必要とされる知識を身につけるための経済学、以上の3つのディシプリンがバランスよく学べるようにカリキュラムを構成している。

第2に、応用を視野に入れた具体的な事例を扱い、これを素材として教育を進めていく事例研究をカリキュラムのコアとして配置している。事例研究は、修得した知識を応用する場であるとともに、知識としては体系化され得ない視点や想像力をはぐくむ場として用いている。

第3に、実務からのフィードバックを適切に行い得る場を、カリキュラムにおいて提供している。実務家の経験を学生が吸収し得る場を設け、様々な政策分野において実務的に現に対応を迫られている課題を教育へとフィードバックし、実務との連携を図っている。

第4に、教育を通じて、知識の取得と同時に、コミュニケーション能力を向上させるような「交渉と合意」等のカリキュラムを設置している。口頭でのプレゼンテーション、政策ペーパーの公表などの機会を教育において十分に提供するようなカリキュラムを構成している。

第5に、国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力を身につけるため、経済学基礎、ミクロ経済学、事例研究（国際紛争）等の英語による授業を配置している。

これらの目的を達成すべく編成されたカリキュラムでは、例年100以上の多様な授業科目が提供されている。具体的には、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究の4つの科目群から構成し、多様な授業形態を組み合わせている。

基幹科目においては、公共政策のプロフェッションとしての基礎をなす知識と分析能力を付けることを目的として、法学分野、政治学分野、経済学分野の3つのディシプリンを基礎からバランス良く修得すること可能にしている。

展開科目では、政策の各分野に結びついた科目、地域研究に関わる科目、もしくはより高度の専門性を追求する各分野について修得することを目的とした科目を配置している。各人の将来の進路に従って、より特化した領域に関して体系的に選択し、教育プログラムを構築することを可能にしている。

また実践科目では、実務への応用を念頭に置き、実務の経験を学ぶことを可能にしている。政策実務と密接に関連した科目、もしくは実務経験を持つ教員によって教育が行われ、実務の経験を学ぶことのできる科目が、これにあたる。

さらに、事例研究を必修としており、ここでは、具体的な政策事例に関する調査研究を行わせることによって、知識の応用とコミュニケーション能力の向上を育んでいる。

（添付資料2-1：公共政策教育部授業科目表）

観点2-2（授業科目の内容）

全授業科目の構成は、以下の表に示されるとおりである。

第1の指針としてあげた法律学、政治学、経済学のバランスのよい教育という点に関しては、法律学、政治学、経済学の3つの分野に関する提供科目は、基幹科目と展開科目をあわせて、法律学系は50科目、政治学系は39科目、経済学系は32科目とバランスのとれた科目提供を行っている。

第2の指針としてあげた具体的な事例の重視という点に関しては、事例研究として40の科目を提供しており、具体的な事例に基づいた教育を十分に提供している。

第3の指針としてあげた実務からのフィードバックを可能にするという点は、44の実践科目を提供することによって十分なものとなっている。

第4のコミュニケーション能力の強化という指針については、事例研究はもとより、他の授業科目においても受講者の報告と討議を取り入れることによって果たしている。

第5の国際的視野とコミュニケーション能力の拡大という指針については、2008年度においては15の英語による授業を提供しており、また、諸外国の事例を教育に含んだ「比較法政策」「地域政治」等の授業科目を多く提供することによって十分に満たしているといえる。

以上より、カリキュラム編成の指針としてあげた5つの点は、具体的な教育課程の編成において、それを十分に具現化するものとなっている。

表 3 授業科目の構成 (2008年度)

	法学系科目	政治学系科目	経済学系科目
基幹科目	18	19	18
展開科目	32	20	14
実践科目	44 (28は事例研究)		
事例研究	40		

観点2-3 (職業分野の期待する教育の水準)

提供されている授業科目は、政策のエキスパートとして必要な法律、政治、経済に関する基礎的な知識を基幹科目として提供している。また、基幹科目及び展開科目において提供される授業科目は、全体として、金融、財政、社会保障、安全保障、都市地域、地方自治等の政策の主要な分野をほぼ網羅するものとなっており、将来、職業として従事することになる政策の専門分野に必要な知的基盤を提供している。

また、研究の最新動向、実務の課題等を各授業担当者は授業において積極的にフィードバックしており、研究及び実務の最先端の知見を教育に取り入れている。

これらの点より、政策に関するエキスパートの養成という期待に応える教育課程と教育水準を提供していると言える。

観点2-4 (研究成果や実務経験の授業科目内容への反映)

教育部を支える研究組織として法学政治学研究科と経済学研究科の協力の下に「公共政策学連携研究部」を設置し、ここに寄付講座や共同研究を軸として「国際交通政策」研究ユニット、「リスクマネジメントと公共政策」研究ユニット、「科学技術と公共政策研究」研究ユニット等をおき、実務指向の研究を行い、これを教育へとフィードバックしている。具体的には、「科学技術と公共政策」、「金融商品取引法」、「エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論」、「リスクマネジメントと公共政策」といった授業科目を提供し、研究の成果を教育へと生かしている。これらを通じて、政策形成に必要な幅広い能力を養うとともに、それぞれの政策分野において世界水準の政策形成に必要な専門的能力を養うことを可能にしている。

観点2-5 (単位の実質化への配慮)

修了に必要な単位は46単位であり、これに各コースごとの修了要件が定められている。また、東京大学大学院公共政策学教育部規則において1年間に取得できる単位数の上限を38単位と定めており、単位の実質化を図っている。

観点2-6 (時間割設定)

学生のコースに応じて、必要な科目を履修することができるように時間割の上で配慮している。具体的には、初心者向けの法律学、政治学、経済学に関する科目を配置している場合には、他の必修科目がぶつからないように授業科目を配置している。また、基幹科目等に関しては、時間割作成時に、できるだけ重複が生じないように配慮している。(添付資料 2-2：公共政策学教育部授業時間表)

観点 2-7 (教育課程の編成)

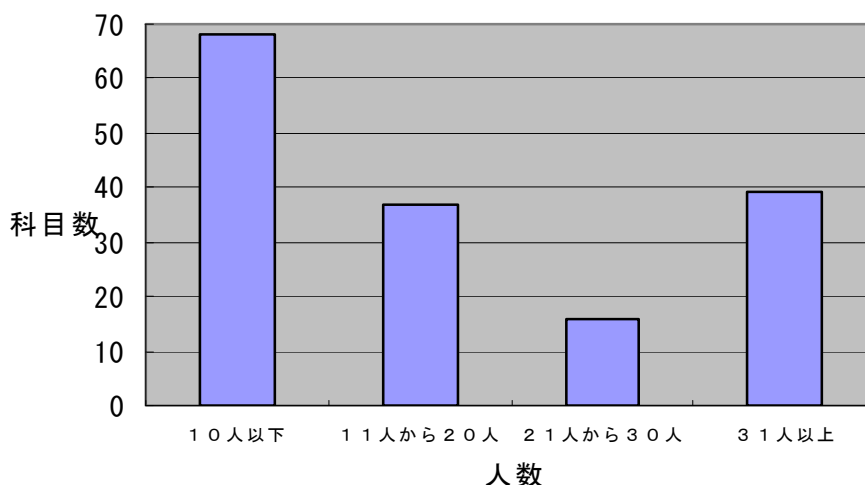
2005 年度に学生に対してカリキュラム編成に関する調査を行い、学生の教育に対するニーズを把握し、これに対応する形でカリキュラムの充実を図ってきた。英語による授業の拡充、事例研究の充実、実務的な科目の拡充などが、学生の要望に応じた具体的な変更点である。また、公共政策に関わる有識者によって構成される公共政策大学院運営諮問会議を設置し、本大学院の教育内容とその成果に対する評価及び意見を取り入れ、社会からの要請に対応したカリキュラム編成へと活かしている。

例えば、文部科学省から「大学教育の国際化推進プログラム(先端的国際連携支援)」の指定を受け、国際化に対応した英語の授業を増やし、現在、15 の科目を英語で教えている。また、これに対応して適切な教材の開発を進めている。さらに、人事院との連携のもとに、各府省へのインターンシップを実施し、実務との連携を強化してきた(添付資料 2-3：各省庁インターンシップ採用実績)。また、長期履修学生制度の導入や、夕方や土曜日の開講科目を増加させることによって、より社会人に対しても履修しやすい授業配置を進めてきた。

観点 2-8 (受講学生数)

2007 年度に開講した授業に参加した学生数の分布は、以下の図に示すとおりである。なお、この人数は、本大学院の学生のみならず、他の研究科等の学生も含んだ数字である。講義形式で行っている授業もあるため、31 人以上の履修者数となっている授業は全体で 20% 強となっているが、10 人以下の少人数で行われている授業は全体の 42.5% と最も多く、20 人以下を加えても全体の約 3 分の 2 となり、相互コミュニケーションがとりやすい適切な規模を確保しているといえる。また、ティーチング・アシスタント(TA)を活用して科目毎のニーズに合ったきめ細かな教育を行っている。

図 1 授業規模の分布



観点 2-9 (シラバス)

すべての授業科目につき授業概要と詳細なシラバスの作成を義務づけ、これを学生に示し、授業選択等の学生の計画的な学習のために活用できるようにしている。なお、授業科目のシラバスは、ウェブサイトから閲覧することができる。

(参考：授業科目 2008 年度版 <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/courses/2008/all.htm>)

観点 2-10 (学生指導)

入学時のオリエンテーションにおいて、履修に関する説明を行い、モデル履修例をコースごとに説明している。また、各コースの担当の教員を 1 名ずつ配置して、学生の奨学金、履修、海外留学等に関する相談に応じている。また、進路相談、就職相談などについても、実務家の教員を中心として、適したバックグラウンドをもつ教員によって助言する機会を設けている。

観点 2-11 (成績評価基準と修了認定基準)

修了に必要な単位は 46 単位となっているが、その他、コースごとにさらに充足すべき要件が定められている。各コース別の修了要件は、以下のとおりである。

これらは、履修概要及びホームページ等で学生に広く周知している。

(コースごとの修了要件)

○法政策コースの修了要件

- ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々 4 単位、全部で 12 単位以上修得していること。
- ・ 事例研究を 8 単位以上修得していること。
- ・ 基幹科目、展開科目の法律分野に関する授業科目を 16 単位以上修得していること。
- ・ 修了時まで修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を 4 単位以上含んでいること。

○公共管理コースの修了要件

- ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々 4 単位、全部で 12 単位以上修得していること。
- ・ 事例研究を 8 単位以上修得していること。
- ・ 基幹科目、展開科目の政治分野に関する授業科目を 16 単位以上修得していること。
- ・ 修了時まで修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を 4 単位以上含んでいること。

○国際公共政策コースの修了要件

- ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々 4 単位、全部で 12 単位以上修得していること。
- ・ 事例研究を 8 単位以上修得していること。
- ・ 基幹科目、展開科目の中で国際公共政策に関する以下の授業科目を 16 単位以上修得していること。
国際法基礎理論、国際法の理論と実践、国際組織と法(旧科目名：国際組織法)、国際経済法、国際人権法、グローバリゼーションと法、国際行政論、国際政治経済、国際紛争研究、開発研究、現代日本外交、国際貿易政策、国際金融政策、国際租税法、国際環境・エネルギー法、国際空間秩序と法(旧科目名：海洋・航空・宇宙法)、アジア太平洋国際法、ヨーロッパ法、比較法政策 1、

比較法政策 2、比較政策過程論、国際政治理論、対外政策決定論、地域統合論、地域政治 A、地域政治 B、地域政治 C

- ・修了時までには修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を 4 単位以上含んでいること。

○経済政策コースの修了要件(2007 年度以降入学者)

- ・基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々 4 単位、全部で 12 単位以上修得していること。
- ・事例研究を 8 単位以上修得していること。
- ・修了時までには、以下の授業科目を単位として修得していること。

ミクロ経済学、ミクロ経済学実習、マクロ経済学、マクロ経済学実習、計量経済学、計量経済学実習、公共政策の経済評価、公共政策の経済評価実習

ただし、上記授業科目のうち、既に公共政策学教育部との合併科目として経済学部において計量経済学を単位修得済みの者は、計量経済学及び計量経済学実習を履修する必要はない。また、これらの科目を履修することもできない。

- ・経済分野の上記の必修科目及び経済学基礎、統計分析手法以外の基幹科目から、さらに 4 単位以上を修得していること。
- ・修了時までには修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を 4 単位以上含んでいること。

また、各授業科目における成績評価の方法に関しては、各授業のシラバスにおいて記載し、履修者に対して予め周知している。

観点 2-1-2 (成績評価等)

成績評価に関しては、公共政策学教育部成績評価規則において、「A」以上をつける人数を当該授業の履修者の約 30%を上限の目途と定めている。修了の認定については、公共政策学教育部の教育会議において的確に行っている。なお、成績評価の方法は、非常勤講師を含む全教員に対して、採点作業前に毎回欠かさず周知している。

また、成績に対して学生が説明を求める場合には、書面及び面談によって説明することを教員に対して義務づけ、成績評価の正確性を保つとともに、学生に対するアカウンタビリティを果たす機会を確保している。

観点 2-1-3 (教員間情報共有)

「教育方法検討委員会」で、授業アンケートの結果の検討を行っている。そのうち、学生からの授業の評価が高い教員に対して、授業方法等に関してどのような工夫を行っているのか委員会を中心にインタビューを行い、その内容を各授業担当教員に対して資料として配付し、教育方法に関する情報の共有化を図っている。

また、特色ある教育を行っている科目については、ニュースレター等で紹介し、教員の間での情報共有を図っている。

基準3 教育の成果

■観点

- 3-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。（単位修得等の状況）
- 3-2 授業評価等、学生からの意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。（授業評価等）
- 3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。（修了後の進路の状況等）
- 3-4 修了生や就職先等の関係者から意見聴取から判断して、目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。（関係者からの意見聴取等）

■観点到に係わる状況と自己評価

観点3-1（単位修得等の状況）

本大学院の修了要件単位数は46単位である（観点2-11参照）。過去3年間における学生の修得単位数の平均は50.8単位（最低46単位、最高74単位）である。事例研究については学生一人当たり10.4単位を修得している。また、実践科目については、修了要件としては最低4単位の履修を求めているが、2007年度修了者の例では平均11.9単位を修得しており、実務家養成を目的とする本大学院の学生に求められる積極的な姿勢が培われているといえる。

各年度における修了者数、及び、国家公務員等官公庁への就職者は、以下の表に示したとおりである。2005・2006年度においては、初年度と次年度ということで、留年や休学をして海外の大学院へ留学したり、再度国家公務員試験を受験したりする者があったことから、修了者数は入学者数を下回っている。2007年度以降は、これらの学生が順次修了しているので、入学者数と修了者数がほぼバランスするようになってきている。

国家公務員等への就職者数は、年度を経るにつれて増加している。本大学院が養成することを目指している「公共政策に関わるプロフェッショナル」は公務員に限定されるものではないが、公務に進む者の数が増加していることは、本大学院の目的に照らした教育の成果が上がっていると判断することができる。

表4 修了者及び官公庁への就職者数（修了時）

	2005年度	2006年度	2007年度
修了者数	78名	81名	98名
官公庁への就職者数	19名	25名	34名

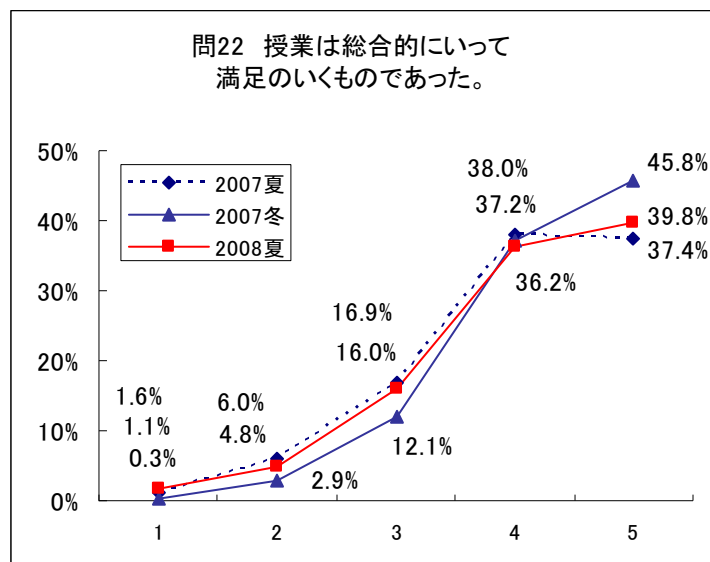
観点3-2（授業評価等）

学生からの評価については、授業アンケート等を通じてその概況を知ることが可能である。このアンケートは、本大学院のすべての授業を対象として、その受講者から匿名で回収し、集計したものである。（添付資料3：授業アンケート結果）

以下の図に見られるように、学生の側は本大学院において提供される教育について概ね満足し

ている。(このアンケートでは、1は、そう思わない、5は、思うまでの5点評価で回答してもらっている。)以下は、主要な結果を示す部分である。比較的、学生の授業に対する評価は高く、教育の成果が上がっていると捉えることができる。

図 2 学生からの評価



また、在学生の声として「特に公共政策大学院の場合、通常の教授に加えて実務家の教員も数多く存在する為、学者と実務家の双方に自分の師を持つことができます。この事は自分が社会人になった後にも大きな財産となると考えています。」といった感想を多く得ている。(「在学生の声 (<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/qanda/voices/index.htm>)」を参照。)

観点 3-3 (修了後の進路の状況等)

2005 年度から 2007 年度までの修了生の進路、及び就職先の内訳は、以下の表に示されるとおりである。就職先に関しては、比較的好調であり、教育の成果が上がっていると判断することができる。

表 5 修了生の進路と就職先

(全体)

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
就職		64	72	87
内訳	官公庁	19	25	34
	金融	14	16	17
	マスコミ	10	2	3
	シンクタンク	8	8	2
	その他	13	21	31
大学院等の進学		8	6	4
その他		6	3	7

(コース別内訳)

法政策コース

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
就職		13	10	19
内訳	官公庁	5	5	10
	金融	4	1	2
	マスコミ	1	0	1
	シンクタンク	0	1	0
	その他	3	3	6
大学院等の進学		1	1	2
その他		0	0	1

公共管理コース

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
就職		6	13	18
内訳	官公庁	3	5	4
	金融	1	1	3
	マスコミ	0	0	1
	シンクタンク	1	2	0
	その他	1	5	10
大学院等の進学		2	1	1
その他		2	1	3

国際公共政策コース

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
就職		20	29	31
内訳	官公庁	4	7	13
	金融	4	10	5
	マスコミ	4	1	1
	シンクタンク	4	2	1
	その他	4	9	11
大学院等の進学		3	1	1
その他		3	1	2

経済政策コース

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
就職		25	20	19
内訳	官公庁	7	8	7
	金融	5	4	7
	マスコミ	5	1	0
	シンクタンク	3	3	1
	その他	5	4	4
大学院等の進学		2	3	0
その他		1	1	1

観点 3-4 (関係者からの意見聴取等)

公務員に対する人気は低下するなか、国家公務員に対する高い目的意識をもった人材の供給先として関係省庁から一定の評価を得つつある。国家公務員のリクルートを担当する人事院等からは、本大学院との定期的な協議の中で、中核的となる人材供給源の一つとしての評価と期待が示されている。また、その白書においては、「公共政策大学院の学生は社会的貢献度の高い就職先に関心を有し、国家公務員を就職先として考えている者が多いことから、新たな人材供給源として、今後一層の働きかけが必要である」(人事院平成 18 年度年次報告書)、「公共政策系大学院出身者については、平成 19 年度の I 種試験・事務系区分の受験者が 205 人、合格者が 58 人、採用内定者が 31 人(特別職採用を含む。)と、比較的多くの者が公務員試験を受験し、実際の合格・採用に結びついていることから、今後とも、本府省での「霞が関インターンシップ」や第一線で活躍する行政官による連続講演などを通じた募集活動を強化していくこととした。」(人事院平成 19 年度年次報告書)とされている。さらに、入学者選抜試験では、既出の表 2 に示されているように例年 3 倍程度の競争率を維持しており、政策実務を目指す潜在的な学生層からも本大学院の教育に対する期待が示されている。

また、修了生からは、「私にとって、幅広い見地を与えられる公共政策大学院の環境はとても刺激になっています。また、周りの学生もバックグラウンドが多様で、議論をしていて自分では気づかなかった視点を提供してくれることもあり、そうした点もこの大学院の魅力だと思います。」「公共政策大学院に入学してから、どの先生方とも非常に親しくなり、学問だけに限らず非常に幅広いことで先生方から学ぶことが出来ます。特に公共政策大学院の場合、通常の教授に加えて実務家の教員も数多く存在する為、学者と実務家の双方に自分の師を持つことが出来ます。この事は自分が社会人になった後にも大きな財産となると考えています。」という本大学院の教育に対する感想が述べられており、また、公共政策のネットワークに主体的に加わっていけることが、学生から評価されている。

基準4 教員組織等

■観点

- 4-1 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。(教員組織編成のための基本的方針)
- 4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。(教員の確保)
 - (1) 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - (3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- 4-3 教員の過去5年間程度における教育上または研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検および評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。(教員業績の開示)
- 4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上相当する人数置かれているか。(実務家専任教員数)
- 4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。(実務家教員の授業科目担当)
- 4-6 各専門職大学院において教育上必要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。(専任教授・准教授の配置)
- 4-7 目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。(教員組織の活性化)
- 4-8 教員の採用基準や昇進基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。(教員の採用・昇格にあたっての評価)
- 4-9 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされているか。(教員の教育活動評価)
- 4-10 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。(研究活動)
- 4-11 専門職大学院の教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。(教育支援者の配置)

■観点到に係わる状況と自己評価

観点4-1(教員組織編成のための基本的方針)

公共政策学教育部は、法学政治学研究科と経済学研究科の連携の元に設置されている。

それとともに、この公共政策学教育部を支えるために、法学政治学と経済学の連携を図る組織として公共政策学連携研究部を置いている。公共政策学教育部には、教育部長を置き、公共政策学連携研究部の長を兼ねる。

また、公共政策学教育部には、教育会議を置き、カリキュラム、授業担当者、入学・卒業判定等の教育に関する事項を審議・決定する。専任の教授・准教授の他、みなし専任の実務家教員他、公共政策大学院における教育に関与する者の参加を確保する。

公共政策学連携研究部には、教授会を置き、公共政策学教育部における教育を充実させるために、人事等の事項に関する審議を行う。さらに、機動的な組織運営を可能にするために運営会議を設け、具体的な案の企画運営にあたる。

以上のような方針に基づき組織編成を行っている。

観点 4-2 (教員の確保)

本大学院の教員の構成については、以下の表のとおりである。専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者は、表内の専任教員、専任であるが他の研究科の専任教員及び兼任教員から構成され、現時点では、77名を擁しており、教育に十分な教員が確保されている。また、特に優れた知識及び経験を有する教員は、表の実務家・専任教員、実務家みなし専任教員、兼任教員から構成され、23名を擁している。

以上より、公共政策に関わる教育を遂行するための十分な教員が確保されているといえる。

表 6 教員の構成 (2008年度)

分類	種別	人数
専任教員	教授	6
	准教授	0
	講師	1
	助教	0
専任ではあるが、他の学部・大学院(博士課程)の専任教員	教授	5
	准教授	1
	講師	0
	助教	0
実務家・専任教員	教授	5
	准教授	0
	講師	1
	助教	0
実務家・みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、当該専門職大学院の教育課程の編成その他の組織の運営について責任を担う者)	客教授	3
	客准教授	0
	講師	0
	助教	0
(学内の他学部等の教員) 兼任教員	教授	49
	准教授	12
	講師	3
	助教	0
(他の大学等の教員等) 兼任教員	教授	0
	准教授	0
	講師	14
	助教	0
助手	助手	1

観点 4-3 (教員業績の開示)

本大学院の教員の教育上の経歴、最近の業績、実務的な経験などに関しては、ウェブサイトにもその情報を掲載し、公表している。

また本大学院に属するほとんどの教員は、東京大学大学院法学政治学研究科、もしくは同大学院経済学研究科に属しており、教育上の経歴、また研究の実績などに関しては、各研究科においてもウェブサイト、自己点検の報告書の形で公表されている。

(参考: 担当教員一覧 <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/faculty/index.htm>)

観点 4-4 (実務家専任教員数)

専任教員として位置づけられている教員23名のうち、専門分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者は、9名(うち3名はみなし実務家専任教員)で

ある。公共政策分野の専門職大学院における実務家専任教員の必置数は、4人以上（そのうち3人以下は「みなし実務家専任教員」でも可）となっており、その基準を上回る十分な数を確保している。

観点4-5（実務家教員の授業科目担当）

2008年度において実務家教員が担当した授業は以下の表のとおりである。例えば、日朝交渉において外務省側で主導的な役割を果たした田中均教員は、事例研究（日本のアジア政策）を担当し、内閣法制局で立法作業に深く関わっている横畑祐介教員は、立法学、事例研究（法政策3）を担当するといった具合に、それぞれの実務経験と深く関連した授業科目を個々の実務家教員は担当している。

表7 実務家教員の授業担当（2008年度）

教員名	担当科目
足立 尚人	リスクマネジメントと公共政策，事例研究（リスクマネジメント）
石井 喜三郎	事例研究（マイクロ経済政策・問題分析Ⅰ，マイクロ経済政策・解決策分析Ⅰ，マイクロ経済政策・政策分析入門Ⅰ）
井原 辰雄	事例研究（法政策Ⅱ）
今川 拓郎	事例研究（マイクロ経済政策・問題分析Ⅲ，マイクロ経済政策・解決策分析Ⅲ，マイクロ経済政策・政策分析入門Ⅲ）
大江 博	国際法実務演習
大島 正太郎	事例研究（外交政策Ⅰ，外交政策Ⅱ）
奥村 裕一	事例研究（行政とIT）
小野 傑	事例研究（グローバル資本市場法則）
加藤 浩	知的財産政策
川本 明	事例研究（マイクロ経済政策・問題分析Ⅱ，マイクロ経済政策・政策分析入門Ⅱ，マイクロ経済政策・解決策分析Ⅱ）
草野 耕一	国際租税法
小西 敦	事例研究（地方自治法改正史）
澤 昭裕	環境政策
島崎 謙治	社会保障法政策
島田 明夫	環境政策の法と経済学Ⅱ，環境政策の法と経済学Ⅲ
鈴木 達治郎	エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論，事例研究（環境・技術政策Ⅰ）
田中 均	事例研究（日本の東アジア政策）
谷 みどり	京都議定書を読む
徳永 崇	公共管理論Ⅱ，政策分析・立案の基礎，事例研究（法政策Ⅰ）
富浦 英一	国際貿易政策
中林 伸一	事例研究（財政政策・問題分析，財政政策・解決策分析，財政政策・政策分析入門，International Financial Institutions）
林 良造	リスクマネジメントと公共政策，経済構造改革Ⅰ（経済政策の視点から），経済構造改革Ⅱ（政策決定プロセスの視点から）
日原 勝也	都市地域政策，事例研究（マイクロ経済政策・問題分析Ⅰ，マイクロ経済政策・解決策分析Ⅰ，マイクロ経済政策・政策分析入門Ⅰ）
法専 充男	経済学基礎，事例研究（日本の経済政策・問題分析，日本の経済政策・解決策分析，日本の経済政策・政策分析入門）
諸葛 宗男	エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論
横島 裕介	立法学，事例研究（法政策Ⅲ）
若宮 啓文	政治とマスメディア，事例研究（政治とマスメディア）

※兼任教員を含む。

観点 4-6（専任教授・准教授の配置）

政策の作成、執行、評価に関する基礎的な知識を身につけることを目的とした基幹科目の全 55 授業科目のうち、非常勤講師によって担当されている科目は 3 科目、また常勤の講師によって担当されている科目は 6 科目のみであり（2008 年度）、教育上のコアにあたる授業科目については、その大部分を専任の教授又は准教授によって担われているといえる。

観点 4-7（教員組織の活性化）

実務家専任教員に関しては、任期制を取り入れ、新しい実務上の知見を教育課程にフィードバックできるようにしている。また、講師に関しては外国人を公募によって積極的に任用している。これらの措置により教育組織の活性化を図っている。

観点 4-8（教員の採用・昇格）

教員のうちで法学政治学研究科、もしくは経済学研究科に属する教員については、採用及び昇進の審査は、これらの研究科において行われる。

常勤の専任教授及び准教授の採用については、関係部局（法学政治学研究科ないし経済学研究科）に推薦を依頼し、推薦のあった候補者について、研究部教授会の議を経て決定する。常勤の実務家教員については、研究部教授会により選考委員会を設置し、専攻する分野の候補者を幅広く選び出し、研究業績、教育経験及び教員の年齢バランス等を総合的に評価して候補者を選出し、研究部の教授会で選考委員会からの報告を経て審議決定することとなっている。

これらより、教育上の指導能力の評価を含む厳格な手続きに従って運用されているといえる。

観点 4-9（教員の教育活動評価）

全ての授業において学生による授業アンケートを実施することとしている。授業アンケート結果は、各評価項目の全体の平均値と各教員の評価を示したものと及び学生からの授業に対する感想等を記したものを、各教員へとフィードバックしている。また、「教育方法助言委員会」では、これらの結果を検討し、学生からの授業評価の結果が高かった教員から、どのような授業方法の工夫を行っているかをインタビューし、その内容を他の教員に情報提供することにより、教育の質の向上へと結びつけている。

この他、教員の昇給区分及び勤勉手当の支給割合の決定に当たっては、教育への貢献についても考慮しつつ、厳正な判断を行っている。

観点 4-10（研究活動）

本大学院の中に、寄付講座などを活用することにより現在 5 つの研究プロジェクトないしはユニットを設け、実務との連携を重視した研究活動を積極的に進めるとともに、教育へのフィードバックを図っている。

第 1 に、国際交通政策研究ユニット (ITPU) では、国際交通システムに関する知識創造を図り、新しい公共政策の形成を促す役割を担うとともに、本大学院における研究活動の展開、同大学院生の指導・教育に資することを目的として、研究活動を推進している。

第 2 に、エネルギー・地球環境の持続性確保と公共政策の寄付講座 (SEPP) では、日本におけるエネルギー・環境政策に関わる技術的制度的課題の構造化を幅広く行った上で、中・長期的（～

2030年)な日本のエネルギー環境関連技術(省エネ、原子力、再生可能エネルギー等)とその導入・普及のための政策オプション(規制、R&D政策、税制等)を整理し、社会的影響・経済性・安全保障・実現可能性・プロセスの正当性といった多様な評価軸で総合評価を試み具体的政策提言に結びつける研究活動を行っている。

第3に、リスクマネジメントと公共政策に関する寄付講座(RMPP)においては、リスクマネジメントの重要性が高まっているにもかかわらず、我が国では、リスクマネジメントやリスクファイナンスの手法が十分に浸透・普及しているとはいえない現状に対して、産学が協同で、新たなリスクマネジメント手法の開発やリスクマネジメントを適切に行うための公共政策のありかたについて研究している。

第4の科学技術と公共政策に関する研究ユニットでは、行政学、政治学、法学、経済学、工学など様々な分野から分野横断的に専門家を集め、科学技術と公共政策にかかわる課題について、課題の整理・構造化を行い、社会における政策選択論議に貢献することを目的として、先進科学技術の倫理・法・社会的影響(Ethical, Legal and Societal Aspects: ELSA)、電子政府と行政マネジメント、科学技術と規制政策、研究ガバナンス(研究の自由とアカウントビリティ確保の関係等)、科学技術と安全保障、サステナビリティと公共政策などに関する研究を行っている。

第5に、資本市場と公共政策に関する寄付講座では、新しい金融規制等の手法についての研究と教育を行っている。

以上のように、外部資金等を活用しつつ、積極的に公共政策に関わる実務的な研究活動を推進している。

また、法学政治学研究科と経済学研究科を兼担している教員は、これらの研究科においても公共政策に関する研究を行っている。

観点4-11(教育支援者の配置)

本大学院を支える事務職員の構成は以下のとおりである。これらの事務職員数は、法学政治学研究科を主として担当する者も含まれており、もっぱら本大学院に関わる事務職員は、教務に関わる常勤の3名と若干名の事務補佐員である。

表8 事務職員の数

職種	常勤	非常勤その他
事務職員	25(14)	32(8)

注1) カッコ内の数値は、教務及び厚生関係の事務職員の数で内数。

注2) 法学政治学研究科を主として担当する者を含む。

基準5 施設・設備等の教育環境

■観点

- 5-1 専門職大学院の教育研究組織の運営および教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。(施設・設備)
- 5-2 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。(自主的学習環境)
- 5-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。(資料等の整備)
- 5-4 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。(学生支援体制)
- 5-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。(進路指導等)
- 5-6 特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。(特別な支援が必要な学生)
- 5-7 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有しているか。(財政的基礎)
- 5-8 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。(運営組織の規模と機能)
- 5-9 管理運営のための組織および事務組織が、専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。(運営組織の組織形態)

■観点到に係わる状況と自己評価

観点5-1 (施設・設備)

本大学院の施設の状況は、以下の表に示される。これらの施設・設備は、全て他の学部や研究科と兼用している。専有の教育施設を有していないが、現在の教育を遂行する上では大きな支障はない。

表9 施設の状況

講義室		演習室数	情報処理学習施設数
室数	総収容可能人数		
3	150	16	2

学生用ロッカー

第2本部棟6階	204
赤門総合研究棟	36

観点5-2 (自主的学習環境)

学生の自主的学習に供されている教室として、3室を確保している。若干狭隘ではあるが、効率的に利用されている。

観点5-3 (資料等の整備)

図書館としては、全学の総合図書館の他、法学政治学研究科、経済学研究科の図書を活用して

いる。この2つの研究科には、本大学院の教育用の専用の棚が設けられており、学生の便に供している。(添付資料5：図書・設備の状況)

また、教員から教育上必要とされる図書に関しては、毎年、教員に対して募集し、対応している。

自習端末室内には、インターネットにアクセス可能なコンピューター端末を備え、必要な情報検索や統計解析等が行えるようにしてある。

資料の配置場所は、分散的であるが、積極的に活用されているといえる。

観点5-4 (学生支援体制)

奨学金また授業料免除等に関する情報は、ウェブサイト等を通じて学生に対して提供されている。2007年度で、20名程度の学生が学生支援機構の支援を受け、また、10名程度の学生が授業料の全額ないし半額の免除を受けている。

また2年次の学生を中心としてTAに採用する等の形で、修学に対する補助を行っている。

観点5-5 (進路指導等)

毎年、人事院と共催で霞が関セミナーを半期週一回の頻度で開催し、公務を目指す者に対して貴重な情報を収集できる機会を与えている。また、国際機関等で将来働くことを希望する者に対して、年数回、セミナーなどを開催して、情報を提供している。

一般に就職状況が好調であったため、OB・OGからの情報等が中心となり、教育部としての情報提供は、補助的なものにとどまっていたが、就職の時期に困難を感じる数名の学生に対しては、実務家教員を中心として、カウンセリングを行い、必要なアドバイスを与えている。

他に全学レベルでの就職説明会、会社説明会等が開催されるが、これらに関する情報提供を教育部としても積極的に行っている。

観点5-6 (特別な支援が必要な学生)

現在までのところ障がいのある学生等の特別な支援を必要とする学生は在籍していない。なお、障がいのある学生、教職員に対する全学的な支援窓口として、バリアフリー支援室が設置されている。

海外からの留学生に対しては、これを担当する職員を外部資金で雇用し、きめ細かに奨学金等の情報を提供し、支援しているところである。

観点5-7 (財政的基礎)

教育の基盤的な部分は、運営費交付金によってまかなっている。しかし、これらに加えて追加的な事業を展開すべく、競争的資金や外部資金等の積極的な活用を行っている。現在、4つの寄付講座と1つの共同研究を推進している。また、国際連携に関しては、文部科学省からの補助金を受けて積極的な事業展開を図っている(後掲「その他特記事項」参照)。

観点5-8 (運営組織の規模と機能)

公共政策学教育部は、法学政治学研究科と経済学研究科の連携の下に設置されている。それとともに、この公共政策学教育部を支えるために、法学政治学と経済学の連携を図る組織として公共政策学連携研究部を置いている。

公共政策学教育部には、教育部長を置き、公共政策学連携研究部の長を兼ねる。

また、公共政策学教育部には、教育会議を置き、カリキュラム、授業担当者、入学・修了判定等の教育に関する事項を審議・決定する。教育会議には、専任の教授・准教授の他、みなし専任の実務家教員他、公共政策大学院における教育に関与する者の参加が確保されている。

公共政策学連携研究部には、教授会を置き、公共政策学教育部における教育を充実させるために、人事等の事項に関する審議を行う。さらに、機動的な組織運営を可能にするために運営会議を設け、具体的な案の企画運営にあたる。

研究部運営会議は、研究部長の主宰の下に、副部長、研究部長補佐が構成員となり、研究部・教育部の教育研究及び管理運営を一体として責任をもって実施する体制となっている。

観点5-9（運営組織の組織形態）

公共政策学教育部及び研究部の管理体系は、以下の3つの表に示されるとおりである。

まず、公共政策学教育部の人事等については、公共政策学連携研究部の教授会が公共政策学連携研究部運営会議の作成した原案に基づき決定を適宜行っている。

次に、公共政策学教育部教育会議では、教育課程に関わる事項について審議決定を行っている。

また、これらの決定の原案作成などのために、運営会議、教育方法助言会議、国際連携委員会、等を設け、適宜開催している。

全体としては、審議事項を細分化した下部の委員会を設置することはできるだけ避け、運営会議の審議に多くの事項をゆだねることで、決定の効率化を図っている。

表10 公共政策学教育部及び研究部の管理体系

○公共政策学連携研究部運営会議

主な構成員	開催頻度	主な審議事項
公共政策学連携研究部運営会議－教授、准教授	月2回（ただし、8月を除く。）	研究部教授会に提出する原案の作成。教育部教育会議に提出する原案の作成。研究部教授会および教育部教育会議から委任された事項の審議決定。

○公共政策学教育部教育会議

主な構成員	開催頻度	主な審議事項
教授、准教授（協力講座の教授、准教授及び公共政策学教育部を兼担する教授、准教授を含む。）	月1回（ただし、8月を除く。）	(1) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項 (2) 学生の入学及び試験に関する事項 (3) 学生の身分に関する事項 (4) 論文の審査に関する事項 (5) その他教育部の教育に関する重要事項

○他の諸委員会等

会議名称	主な構成員	開催頻度	主な審議事項
運営会議	教授、准教授	月2回（ただし、8月を除く。）	授業計画、時間割編成、奨学金関連事項、等。
教育方法助言委員会	教授、准教授	随時	学生による授業評価アンケートの実施とそれに基づく情報提供。
国際連携委員会	教授、准教授	随時	国際交流に関わる事項。

基準6 教育の質の向上及び改善

■観点

- 6-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料やデータなどに基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。(自己点検・評価)
- 6-2 学生からの意見聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。(学生からの意見聴取)
- 6-3 学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。(社会のニーズ等の反映)
- 6-4 自己点検・評価の結果が専門職大学院内および社会に対して広く公開されているか。(評価結果の公表)
- 6-5 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられ、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。(評価結果のフィードバック)
- 6-6 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。(ファカルティ・ディベロップメント)

■観点到に係わる状況と自己評価

観点6-1 (自己点検・評価)

公共政策学教育部としてファカルティ・ディベロップメントに取り組むため、「教育方法助言委員会」を設置している。この委員会が主体となって、学生による授業評価アンケートをすべての授業において実施することとしている。これらの授業評価の結果は、各評価項目の全体の平均と各教員の評価を示したものと、及び学生からの授業に対する具体的感想等をしたものが、各教員へとフィードバックされ、各々の授業の改善へ向けた情報を提供している。さらに、学生からの授業評価の結果が高かった教員から、どのような授業方法の工夫を行っているのかを委員会がインタビューし、その内容を他の教員に対して情報提供をしている。

また、公共政策大学院運営会議によって、毎年、社会的なニーズに対応するため授業カリキュラムの見直しを行い、カリキュラムの充実を図っている。2005年度には、授業ニーズに関する調査を行い、学生が必要と感じている授業科目や支援体制などについての意見を抽出した。具体的には、英語による授業の拡充、具体的な政策事例を深掘りして扱う事例研究の充実、実務家による科目の増加などは、このニーズ調査に基づく改善の結果である。

この他、中期目標期間の業務の状況に関する評価(国立大学法人評価)に伴い、教育活動等に関する現況調査を実施し、学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、資料・データを示しつつ自己点検を行った。また、東京大学では、平成21年度に大学機関別認証評価を実施することが決定しており、本認証評価に向けた資料・データの収集、整理等も行っている。

観点6-2 (学生からの意見聴取)

毎年、各学期の終了の頃に、授業に出席した学生を対象として、24項目の授業評価アンケートを実施している。このアンケートには自由回答の欄を設け、学生側からの当該授業に対する感想や要望を積極的に記入してもらっている。

これらの授業アンケート結果は、授業ごとに集計し、担当の教員に対してフィードバックされている。

また、先に述べたように、2005年度には一般の授業評価アンケートに加えて、授業科目に関す

るニーズ調査を行い、これを用いて教育課程の充実に努めた。

観点 6-3（社会のニーズ等の反映）

年2回、官界、学界、民間の有識者から構成される公共政策大学院運営諮問会議（添付資料6：運営諮問会議委員名簿）を開催し、本大学院の現状を報告するとともに、委員の方々の意見を頂戴し、これを大学院運営へと活かしている（前掲観点6-1参照）。

また、人事院等とは、年1・2回協議の場を設けて、公務員に関して求められる人材像などに関して意見の交換を進めている。

観点 6-4（評価結果の公表）

国立大学法人評価に伴う公共政策学教育部・公共政策学連携研究部に関する現況調査表、並びに大学機関別認証評価に伴う自己評価書は、ウェブサイト等を通じて学内外に公開される予定である。また、本自己評価書及びこれに対する外部評価の結果もウェブサイト等を通じて公開することとしている。

観点 6-5（評価結果のフィードバック）

授業評価アンケートは、学生に対する成績評価を行う前に記入者が誰であるか特定できない形で行い、その集計結果は、成績提出後に各教員に対してフィードバックされている。このようにアンケートの実施は適切に行われている。

また、教育方法助言委員会を年1ないし2回開催し、アンケートの結果を総体としてチェックしている。

さらに、これらのアンケート調査などを通じて、優れた教育方法を採用している授業の担当教員にインタビューを行い、その具体的な教育上の工夫等に関する情報を共有している。

これらを通じて、適切かつ継続的に教育方法の向上に向けた活動を行っている。

観点 6-6（ファカルティ・ディベロップメント）

上述のとおり、「教育方法助言委員会」を実施主体として、授業評価アンケートを活用したファカルティ・ディベロップメントを推進している。

授業評価アンケートの総合的な満足度を問う質問において、その平均が著しく低いという授業科目は減少している。その点から、これらの活動が教育及び授業の質の底上げに寄与していると判断できる。

その他の特記事項

以下、本大学院がこの期間において、特に力を入れてきた、国際交流、公共政策セミナー、及び教育成果の公表と発信、の3点について記す。

1. 国際交流の進展

2004年度の設定当時は、国際交流協定を結んでいる海外の大学院は1校もなかったが、現在まで、コロンビア大学公共政策大学院及びシンガポール国立大学リー・クワンユー公共政策大学院、さらにパリ政治大学院、カリフォルニア大学サンディエゴ校のアジア太平洋大学院との間に学術交流に関する協定を結び、これらの協定に基づき、学生の交換留学を実施している。また、別途、北京大学国際関係学院からも交換留学生を受け入れている。2006年度及び2007年度は、各年度、本教育部より計4名の学生をコロンビア大学公共政策大学院とシンガポール国立大学リー・クワンユー公共政策大学院へ派遣し、コロンビア大学公共政策大学院から1名の学生を本教育部へ受け入れた。2008年度は、パリ政治大学院とカリフォルニア大学サンディエゴ校にも学生を派遣し、合計で5名を派遣、4名を受け入れている。また、2007年度、2008年度には、プリンストン大学のウッドローウィルソン公共政策大学院との共催のフォーラムを開催し、その一部はNHK等のメディアでも取り上げられた。加えて、2007年度より、文部科学省から「大学教育の国際化推進プログラム」の支援を受け、英語の授業を拡大し、また、教材の開発を進めている。2007年度にはコロンビア大学、リー・クワンユー公共政策大学院、パリ政治大学院、ロンドンスクール・オブ・エコノミクス等の大学関係者を招いてフォーラムを開催し、これらの大学を含めた世界の公共政策系の大学院の間で、一定の共通のカリキュラムによる単位互換を含む国際的な教育連携を構築しつつある。

2. 公共政策セミナーの実施

本教育部では、より実務に即した教育を行うことをめざして、月に1~2回政策決定・実施の中核にいる、あるいはいたことのある内外の政治家、行政官、地方自治体の首長等の実務家から、直接その経験について伺う「公共政策セミナー」を開催してきた。2008年12月までに全43回のセミナーを開催し、谷垣元財務大臣、福井元日銀総裁、スウェーデン前財務大臣ペール・ヌーデル氏等、各界で活躍する実務家を迎え、学生との間で活発な意見交換を図った。その一部概要は、新聞などにも報道されるとともに、『東大V S』（朝日新聞社、2005年）として出版公刊され、メディアに取り上げられる等、社会からも着目された。

(添付資料7：公共政策セミナー開催概要)

3. 学生による教育成果の公表と発信

リサーチペーパー、研究論文及び事例研究等のディスカッション・ペーパーの作成を通じて学生の主体的な学習を促してきた。本教育部の学習成果をこのような形でとりまとめようとする学生数は、半数近くに及び、確実に増えてきた。ウェブサイトなどにおける、公表の件数は、以下の表のとおりである。このような学生による研究教育成果をとりまとめ、ウェブサイトなどにおいてこれを公表することによって、社会に対して様々な政策領域に対する分析の結果を積極的に発信してきた。

表 11 学生による研究教育成果の公表

年度	2004	2005	2006	2007
ワーキング・ペーパー				6本
リサーチペーパー			8本	3本
研究論文			2本	2本
その他レポート	4本	20本	23本	2本

東京大学大学院公共政策学教育部自己評価報告書 添付資料

(基準 1 関係)

- 1-1 東京大学大学院公共政策学教育部規則 3-30
- 1-2 平成 21(2009)年度東京大学大学院公共政策学教育部専門職学位課程
(公共政策大学院)学生募集要項 3-38
- 1-3 「東京大学で学びたい人へ」(抜粋) 3-43
- 1-4 入学者選抜実施状況 3-44

(基準 2 関係)

- 2-1 公共政策学教育部授業科目表 3-45
- 2-2 公共政策学教育部授業時間表 3-51
- 2-3 各省庁インターンシップ採用実績 3-53

(基準 3 関係)

- 3 授業アンケート結果 3-55

(基準 5 関係)

- 5 図書・設備の状況 3-57

(基準 6 関係)

- 6 運営諮問会議委員名簿 3-58

(その他特記事項関係)

- 7 公共政策セミナー開催概要 3-60

添付資料 1 - 1

東京大学大学院公共政策学教育部規則

〔平成16. 4. 1〕
制 定

改正 平成17. 4. 1、平成18. 4. 1
平成18. 7. 18 平成19. 4. 1
平成20. 4. 1

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、東京大学大学院公共政策学教育部（以下「本教育部」という。）において定めるように規定されている事項及び本教育部において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本教育部における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本教育部教育会議（以下「教育会議」という。）において、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本教育部は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要となる政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成することを目的とする。

(コース)

第2条 本専門職学位課程に、次のコースを置く。学生はいずれかのコースに所属しなければならない。

- (1) 法政策コース
- (2) 公共管理コース
- (3) 国際公共政策コース
- (4) 経済政策コース

2 学生は、別に定めるところにより、教育会議の許可を得て、所属するコースを変更することができる。

(標準修業年限)

第3条 本教育部専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(修了要件)

第4条 本教育部専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所要科目を履修して、46単位以上修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第10条の規定により、本専門職学位課程に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職学位課程の一部を履修したと教育会議で認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本専門職学位課程に在学したものとみなすことができる。

(教育課程)

第5条 1 授業科目の単位数は、毎週1時間15週をもって1単位とする。ただし、実習は、毎週1時間30週をもって1単位とする。

(授業科目)

第6条 授業科目及び単位数は、別表1に定めるところによる。ただし、教育会議において、別段の定めをすることができる。

2 授業科目は、これを次の科目群に分類する。

- (1) 基幹科目（法律分野、政治分野、経済分野）
- (2) 展開科目（法律分野、政治分野、経済分野）
- (3) 実践科目
- (4) 事例研究

3 第2条に定めるコースごとに履修しなければならない授業科目は、別表2に定めるところによる。

（リサーチペーパー及び研究論文）

第7条 リサーチペーパーを提出し試験に合格した者、及び研究論文を提出し試験に合格した者は、別に定めるところにより、所定の単位数を修得することができる。

（他の研究科、教育部、学部の授業科目の履修）

第8条 学生があらかじめ教育部長の承認を得て、他の研究科若しくは教育部の授業科目、又は学部の授業科目を修得した場合は、合わせて8単位を限度として、これを本教育部専門職学位課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第9条 教育会議が、教育上必要と認めるときは、学生が国内の他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第4条第1項で修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲内で、本教育部専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修単位等の認定）

第10条 学生が申し出た場合には、教育会議の議を経て、入学前に他の大学院において修得した単位を本専門職学位課程における授業科目の履修単位とみなすことができる。ただし、前条第1項及び第2項で算入を認めた単位数と合わせて、第4条第1項で修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（履修科目登録）

第11条 学生は、当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に所定の様式により登録しなければならない。

2 学生は、1年間に38単位を超えて履修科目を登録することができない。

（受験届）

第12条 学生は、履修した科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（定期試験）

第13条 試験は、授業の完了した科目について、学期末又は学年末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により、採点することを妨げない。

（追試験）

第14条 定期試験のほか、教育会議において特に必要と認めるときは、追試験を行うことができる。

（成績評価）

第15条 成績評価の方法は、別に定めるところによる。

（学位の授与）

第16条 専門職学位課程規則第5条及び本規則の定める修了要件を満たした者には、公共政策学修士（専門職）の学位を授与する。

（入学資格）

第17条 本教育部専門職学位課程に入学することのできる者は、専門職学位課程規則第16条の定めるところによる。入学者選抜の手続は、別に定めるところによる。

2 前項の場合において、専門職学位課程規則第16条が準用する東京大学大学院学則第16条第1項第7号に規定する資格要件を認定する基準は別に定める。

（再入学）

第18条 本教育部専門職学位課程を途中で退学した者で再入学を志願する者については、学年

の始めに限り教育会議の議により、再入学を許可することができる。

2 再入学者の修業年限は、教育会議の議により、これを定める。

3 再入学者が退学前に取得した単位は、教育会議の認定により、第6条ないし第8条に規定する単位に算入することができる。

(大学院科目等履修生)

第19条 東京大学大学院学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、教育会議の議により、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1 公共政策学教育部授業科目表

	分野	授業科目名	単位数	備考
基幹科目	法律分野	民法の基層と現代的課題	2	
		公法の基層と現代的課題	2	
		政策決定・行政統制論	2	
		行政組織法	2	
		財政法	2	
		地方自治法	2	
		地方財政・租税論	2	
		租税政策	2	
		立法学	2	実践科目
		司法過程論	2	
		刑事政策	2	
		知的財産政策	2	実践科目
		国際法基礎理論	2	
		国際法の理論と実践	2	
		国際組織と法	2	
		国際経済法	2	
		国際人権法	2	
	クローハライゼーションと法	2		
	政治分野	政治学 I	2	
		政治学 II	2	
		政治思想と公共政策	2	
		政策分析	2	
		自治体行政学	2	
		公共管理論 I	2	
		公共管理論 II	2	実践科目
		ポリティカル・メソドロジー	2	
		国際行政論	2	
		国際政治経済 I	2	
		国際政治経済 II	2	
		国際紛争研究	2	
		政府間関係論	2	
		科学技術と公共政策	2	
		開発研究	2	
政策過程論		2		
政治とマスメディア	2	実践科目		
現代日本政治	2			
現代日本外交	2			
経済分野	経済学基礎	4		
	ミクロ経済学	4		
	ミクロ経済学実習	1		
	マクロ経済学	4		
	マクロ経済学実習	1		
	統計分析手法	4		

		計 量 経 済 学	4	
		計 量 経 済 学 実 習	1	
		公 共 政 策 の 経 済 評 価	4	実践科目
		公 共 政 策 の 経 済 評 価 実 習	1	実践科目
		競 争 政 策 と 産 業 組 織	2	
		規 制 政 策	2	
		財 政 政 策	2	
		社 会 保 障 政 策	2	
		国 際 貿 易 政 策	2	
		国 際 金 融 政 策	2	
		金 融 政 策	2	
展開科目	法律分野	環 境 法	2	
		競 争 政 策 と 法	4	
		経 済 刑 法	2	
		公 共 哲 学 と 法	2	
		情 報 法	2	
		消 費 者 法 政 策	2	
		労 働 法 政 策	2	実践科目
		社 会 保 障 法 政 策	2	
		法 と 経 済 学 I	2	
		国 際 租 税 法	2	
	政治分野	国 際 環 境 ・ エ ネ ル キ ー 法	2	
		国 際 空 間 秩 序 と 法	2	
		ア ジ ア 太 平 洋 国 際 法	2	
		ヨ ー ロ ッ パ 法	2	
		比 較 法 政 策 1	2	
		比 較 法 政 策 2	2	
		個 別 分 野 行 政 法	2	
		国 際 法 判 例 研 究	4	
		ヨ ー ロ ッ パ 統 合 と 法 1	2	
		ヨ ー ロ ッ パ 統 合 と 法 2	2	
	都 市 計 画 ・ 建 築 規 制	2		
	経済分野	N P O 論	2	
		比 較 政 策 過 程 論	2	
		国 際 政 治 理 論	2	
		対 外 政 策 決 定 論	2	
		地 域 統 合 論	2	
		地 域 政 治 A	2	
		地 域 政 治 B	2	
		地 域 政 治 C	2	
	労 働 政 策	2		
環 境 政 策	2			
都 市 地 域 政 策	2			
農 業 政 策	2			
金 融 市 場	2			

	国 際 開 発 政 策	4	
	日 本 の マ ク ロ 経 済 政 策	2	
	法 と 経 済 学 II	2	
	医 療 政 策	2	
	取 引 シ ス テ ム の 計 量 分 析	2	
実践科目	政 策 分 析 ・ 立 案 の 基 礎	2	実践科目
	交 渉 と 合 意	2	実践科目
	社 会 調 査 法	2	実践科目
	国 際 法 実 務 演 習	2	実践科目
事例研究	事 例 研 究 (法 政 策 I)	4	実践科目
	事 例 研 究 (法 政 策 II)	4	実践科目
	事 例 研 究 (法 政 策 III)	4	実践科目
	事 例 研 究 (現 代 行 政 I)	4	
	事 例 研 究 (現 代 行 政 II)	4	
	事 例 研 究 (現 代 行 政 III)	4	
	事 例 研 究 (環 境 ・ 技 術 政 策 1)	4	
	事 例 研 究 (環 境 ・ 技 術 政 策 2)	4	
	事 例 研 究 (外 交 政 策 I)	4	実践科目
	事 例 研 究 (外 交 政 策 II)	4	実践科目
	事 例 研 究 (国 際 法 I)	4	
	事 例 研 究 (国 際 法 II)	4	
	事 例 研 究 (国 際 紛 争 研 究)	4	
	事 例 研 究 (国 際 政 治 経 済)	4	
	事 例 研 究 (政 治 と マ ス メ デ ィ ア)	4	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 問 題 分 析 I)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 問 題 分 析 II)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 問 題 分 析 III)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 解 決 策 分 析 I)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 解 決 策 分 析 II)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 解 決 策 分 析 III)	2	実践科目
	事 例 研 究 (財 政 政 策 ・ 問 題 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (日 本 の 経 済 政 策 ・ 問 題 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (社 会 保 障 政 策 ・ 問 題 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (財 政 政 策 ・ 解 決 策 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (日 本 の 経 済 政 策 ・ 解 決 策 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (社 会 保 障 政 策 ・ 解 決 策 分 析)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門 I)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門 II)	2	実践科目
	事 例 研 究 (ミ ク ロ 経 済 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門 III)	2	実践科目
	事 例 研 究 (財 政 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門)	2	実践科目
	事 例 研 究 (日 本 の 経 済 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門)	2	実践科目
事 例 研 究 (社 会 保 障 政 策 ・ 政 策 分 析 入 門)	2	実践科目	
	リ サ ー チ ペ ー パ ー	2	
	研 究 論 文	6	

別表2 公共政策学教育部専門職学位課程の修了要件

コース名	修了要件
法政策コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々4単位、全部で12単位以上修得していること。 ・ 事例研究を8単位以上修得していること。 ・ 基幹科目、展開科目の法律分野に関する授業科目を16単位以上修得していること。 ・ 修了時までに修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を4単位以上含んでいること。
公共管理コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々4単位、全部で12単位以上修得していること。 ・ 事例研究を8単位以上修得していること。 ・ 基幹科目、展開科目の政治分野に関する授業科目を16単位以上修得していること。 ・ 修了時までに修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を4単位以上含んでいること。
国際公共政策コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々4単位、全部で12単位以上修得していること。 ・ 事例研究を8単位以上修得していること。 ・ 基幹科目、展開科目の中で国際公共政策に関する以下の授業科目を16単位以上修得していること。 国際法基礎理論、国際法の理論と実践、国際組織と法、国際経済法、国際人権法、グローバル化と法、国際行政論、国際政治経済Ⅰ、国際政治経済Ⅱ、国際紛争研究、開発研究、現代日本外交、国際貿易政策、国際金融政策、国際租税法、国際環境・エネルギー法、国際空間秩序と法、アジア太平洋国際法、ヨーロッパ法、比較法政策1、比較法政策2、比較政策過程論、国際政治理論、対外政策決定論、地域統合論、地域政治A、地域政治B、地域政治C ・ 修了時までに修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を4単位以上含んでいること。

<p>経済政策コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹科目から法律分野、政治分野、経済分野の授業科目を各々4単位、全部で12単位以上修得していること。 ・ 事例研究を8単位以上修得していること。 ・ 修了時まで、以下の授業科目を単位として修得していること。 ミクロ経済学、ミクロ経済学実習、マクロ経済学、マクロ経済学実習、計量経済学、計量経済学実習、公共政策の経済評価、公共政策の経済評価実習 ただし、上記授業科目のうち、既に公共政策学教育部との合併科目として経済学部において計量経済学を単位修得済みの者は、計量経済学及び計量経済学実習を履修する必要はない。また、これらの科目を履修することもできない。 ・ 経済分野の上記の必修科目及び経済学基礎、統計分析手法以外の基幹科目から、さらに4単位以上を修得していること。 ・ 修了時まで修得した単位に、実践科目として認定された授業科目を4単位以上含んでいること。
----------------	---

東京大学大学院公共政策学教育部

専門職学位課程（公共政策大学院）学生募集要項

東京大学大学院公共政策学教育部・専門職学位課程（公共政策大学院）は、政策実務家の養成を目標として平成16(2004)年度に発足した新しい大学院です。特に国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力を持ち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国家機関・地方自治体の公務員、国際組織やNGOの職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、時代の要請に応える政策実務家を育成すること、これがこの大学院の目標です。

公共政策学教育部で、教育・訓練を受けた人が、法学・政治学・経済学・国際関係論を横断した幅広い知識を獲得するとともに、また実務で求められる必要なスキルも身につけることができるように、教育科目にも、また教育内容や方法にも、これまでの大学院教育には見られなかった、さまざまな新しい発想や工夫が取りこまれています。大学の専門教育において法学・政治学・経済学・国際関係論などを学んだ人はもちろん、これから学ぼうとする人も、またいま大学を卒業しようとする人ばかりでなく、職業人としての実務経験を踏まえてさらに深く学ぼうとする人も、ぜひ御応募ください。

1. 出願資格

- (1) 大学を卒業した者及び平成21(2009)年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成21(2009)年3月31日までに修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成21(2009)年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成21(2009)年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者^{注1)}
- (7) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本教育部において認めた者^{注2)}
- (8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本教育部において認めた者^{注2)}

- (9) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成21(2009)年3月31日までに授与される見込みの者^{注3)}
- (10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者で、平成21(2009)年3月31日において22歳に達しているもの^{注4)}

注1) 上記(6)は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を示す。

注2) 上記(7)及び(8)の資格により出願しようとする者については、出願前のできるだけ早い時期に本教育部(下記5.(1)エ)に問い合わせること。

注3) 上記(9)は、学位授与機構又は大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を示す。

注4) ① 上記(10)に該当する者とは、上記(1)～(9)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業生(修了者)等で、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本教育部において認めた者である。

② 上記(10)で出願しようとする者は、出願前に個別の入学資格審査を行うので、平成20年7月18日(金)までに本教育部(下記5.(1)エ)に申し出て、その指示に従うこと。

③ 入学資格審査で大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。

2. 受入予定人員及び選抜方法

(1) 受入予定人員

約100人(外国人選抜概ね15人、職業人選抜概ね25人を含む)

法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コース、経済政策コースの4つのコースを設ける。ただし、コース別の定員は設けない。また入学後に、所定の手続きに従ってコースを変更することもできる。

(2) 選抜方法

入学者の選抜においては、第一次選抜として入学願書の審査・外国語審査・専門科目試験を行い、第二次選抜として口述試験を行う。

1) 入学願書の審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの及び出身大学の学業成績を添付するものとする。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

2) 外国語の審査

公共政策学教育部では共通の外国語として英語を用いるので、すべての受験者は英語の能力を示すため、平成18(2006)年8月15日以降に受験した TOEFL (IBT, CBT または PBT ※ただし、ITP は不可) の成績を提出しなければならない^{注1)}。

但し、英語を公用語とする国に所在する大学もしくは大学院を卒業又は修了した者(平成21(2009)年3月31日までに卒業又は修了見込みの者を含む)は、卒業証明書ないし修了証明書等を提出すれば、TOEFL の成績の提出が免除される場合がある。該当する者は、本教育部(下記5.(1)エ)に問い合わせること。

なお、英語以外の言語の能力を示すために、TOEFL 成績票に加え、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いられる。

注1) 受験者は、ETS (Educational Testing Service) より送付された TOEFL の Examinee's Score Record のコピーを願書に添付して提出するものとする。同時に、受験者は ETS に東京大学大学院公共政策学教育部宛に Official Score Report (願書添付のものと同じ受験時のもの) を送付するよう請求する (その際の Institution Code は東京大学大学院公共政策学教育部のコード 8554 を用いるものとする)。受験者が ETS に送付を請求しなかったために、入学手続時まで成績票が送られてこなかったとき、あるいは、ETS から送付された成績票が願書に添付されたコピーと同一のものでなかったときは、入学を取り消す。TOEFL の受験及び Official Score Report の送付の請求は、十分な時間的余裕をもって行うこと。

3) 専門科目試験

試験区分	試験科目	備考
1) 法律	行政法、国際法	左記6つの試験区分の中から1つを選択すること。
2) 行政	政治学 (行政学を含む)、行政法	
3) 政治	政治学 (行政学を含む)、国際政治	
4) 国際関係	国際法、国際政治	
5) 経済学	マクロ経済学、ミクロ経済学	
6) 数学・統計学	数学 (微積分・線形代数)、統計学 (確率・統計)	

なお、経済政策コースを志望する者は、5) 経済学、6) 数学・統計学のいずれかを選択しなければならない。

4) 口述試験

入学願書審査、外国語審査、専門科目試験を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。法律学・政治学・経済学の各分野を大学の学部専門課程において履修していない入学志願者、外国人選抜枠ならびに職業人選抜枠での審査を希望する者については、外国語審査・専門科目試験以外の要素を相対的に重視して可否を判断する。

5) 外国人選抜 (日本語以外の言語を母語とする者)

日本語以外の言語を母語とする受験者については、TOEFL の成績票に加えて、日本語の能力を示す証明書を添付しなければならない^{注1)}。

注1) 証明書として、次の二つのうち一つを添付するものとする。

- 1) 財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験1級の成績証明書の写し
- 2) 日本語担当教員又はこれに準ずる者による日本語学力証明書 (所定用紙を使用し、日本語で作成されたもの)

なお、日本の高校、日本の大学及び日本の大学院のいずれかを卒業 (修了) した者、および卒業 (修了) 見込みの者は提出する必要はない。

6) 職業人選抜

職業人選抜による応募を希望するものは、職業人としての経験から得られた知見、問題意識などに関して、所定の書式によるエッセイを入学願書とともに提出しなければならない。

職業人として十分な経験を積んだものと認められない場合、また職業人としての経験と公共政策学教育部での履修に十分な関わりがあると認められない場合は、職業人選抜の枠ではなく、一

般選抜応募として認める。

3. 試験期日及び場所

専門科目試験 平成20(2008)年9月17日(水)

受験対象者に対し、筆記試験の時間割及び場所は、受験票の送付と併わせて本人宛に通知する。

口述試験 平成20(2008)年9月30日(火)

受験対象者は、平成20(2008)年9月24日(水)午後1時に公共政策学教育部掲示場(第2本部棟6階)及びWebサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。口述試験の時間割及び場所は、本人宛に通知する。

4. 合格者の発表及び入学手続

- (1) 入学許可を内定した者は、平成20(2008)年10月10日(金) 午後1時に公共政策学教育部掲示場及びWebサイト(<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>)に掲示する。
- (2) 入学許可は、平成21(2009)年3月上旬に本人宛に通知する。
- (3) 入学許可の通知を受けた者は、その際送付される入学手続に関する指示にしたがい、平成21(2009)年3月の所定の期日までに必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱うので注意すること。
- (4) 入学時に必要な経費(平成21(2009)年度予定額)
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)
 - ① 入学料 282,000円(予定額)
 - ② 授業料 前期分 267,900円(年額535,800円)(予定額)(注) 上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

5. 出願手続

出願にあたっては、下記によるほか、別紙「専門職学位課程(公共政策大学院)出願書類の作成等について」によること。

(1) 出願方法

ア. 出願は郵送に限る。

イ. 郵送にあたっては、出願書類等を一括して本教育部所定の封筒に入れ、書留郵便とすること。

ウ. 受付期間

平成20(2008)年8月15日(金)から8月20日(水)まで(ただし、平成20(2008)年8月20日(水)までの消印があり、かつ8月22日(金)までに到着したものまで有効)。

エ. あて先 東京大学大学院公共政策学教育部
〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03-5841-1349

(2) 出願書類等

ア. 入学願書 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

イ. 受験票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

ウ. 写真票 本教育部所定の用紙に所要事項を記入したもの。

エ. 学習計画書 本教育部所定の用紙に1,200字程度で記入すること。

- オ. 成績証明書 出身学校において発行されたもの。
- カ. TOEFL 成績票 平成18(2006)年8月15日以降に受験した TOEFL (IBT, CBT または PBT ※ただし、ITP は不可) の成績票 (受験者に郵送されたものを開封してコピーしたもの)。なお、受験者は同時に、ETS (Educational Testing Service) に東京大学大学院公共政策学教育部宛に成績票 (願書添付のものと同じ受験時のもの) を送付するように請求すること。
- キ. 写真3葉 3か月以内撮影の正面上半身脱帽のものを、入学願書、受験票及び写真票に貼付して提出すること。
- ク. 返信用封筒 本教育部所定の封筒に出願者本人のあて名を記入し、360円分の切手を貼ること。
- ケ. 連絡受信先シール 本教育部所定の用紙に記入すること。
- コ. 検 定 料 30,000円(銀行振込に限る。)ただし、外国人出願者のうち、日本政府(文部科学省)奨学金留学生は不要。所定の振込依頼書に必要な事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び検定料振込金受付証明書(C票)を受け取り、検定料振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。
- 注) 1. 外国人選拔出願者は上記のほか日本語能力を証明する書類。
2. 職業人選拔出願者は上記のほか本教育部所定の用紙によるエッセイ。

6. 注 意 事 項

- (1) 他の研究科又は教育部に重複して入学することはできない。
- (2) TOEFL 成績票については、願書提出期日までに Examinee's Score Record が確実に取得できるよう、十分な時間的余裕をもって早めに受験すること。
- (3) 提出期日までに所定の書類が完備しない願書は受理しない。
ただし、本人に責のないやむを得ない理由で書類を完備できない場合には、本教育部(上記5.(1)エ)に申し出て、その指示に従うこと。特にTOEFL成績票については、筆記試験当日までに提出されたものは受理することがあるので、必ず申し出て、指示に従うこと。
また、出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更・返却及び検定料の払い戻しはしない。
- (4) 受験票は平成20(2008)年9月5日(金)ごろ本人宛に郵送する。平成20(2008)年9月9日(火)までに到着しない場合は本教育部(上記5.(1)エ)へ連絡すること。
- (5) 身体に障害のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることもあるので、これを希望する者は出願時に本教育部(上記5.(1)エ)に申し出ること。
- (6) 外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (7) 入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (8) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

公共政策学教育部

<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/>

東京大学大学院公共政策学教育部(公共政策大学院)は、世界に通用する専門能力を持ち、日本の政策形成に革新をもたらすプロフェSSIONナルを養成しています。



構内風景

現在の社会の変化は著しく、わが国は産業構造の転換、少子高齢化、国際化の進展、地球環境問題等これまでに経験したことのない課題に直面しています。これらの課題に取り組んでいくためには、そうした課題の性質をよく見極め、新たな発想によって政策を形成していくことが必要であり、そのために、広く内外の実務の世界で通用する政策の立案・実施・評価に関する高い専門能力を持った人材が求められています。

このような政策に関わる仕事は、これまでには、公務員が従事する仕事であり、その能力は行政組織に就職してから職場における実務を通して身につけるものと考えられてきました。しかし、公務員制度も今や改革が進められており、終身雇用の慣行も大きく変わりつつあります。また、地球環境問題におけるNGOの活動にみられるように、公共政策に関する能力をもった政策実務家への期待は、広く公務のみならず、各分野において、地球規模で拡大しています。

東京大学大学院公共政策学教育部(公共政策大学院)は、このような政策実務家の養成を目標として2004年度に発足した新しい大学院です。この大学院では、特に国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力を持ち、またコミュニケーションと合意形成の能力にも秀でた、国・地方の公務員、国際組織やNGOの職員、ジャーナリスト、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、時代の要請に応える政策実務家の育成を目指しています。

この大学院では、政策の実務家を志す学生諸君が、法学・政治学・経済学・国際関係論を横断した幅広い知識を獲得し、かつ実務で求められるスキルを身につけることができるように、教育科目にも、また教育内容や方法にも、これまでの大学院教育には見られなかった、様々な新しい発想や工夫を取り入れています。

添付資料1-4

入学者選抜実施状況

年度	区分	合計	選抜種別				コース別				出身大学別		男女別	
			一般	外国人	職業人	3年次特別	法政策	公共管理	国際公共政策	経済政策	東京大学	他大学等	男性	女性
2004	出願者	240	196	6	38		42	30	96	72	96	144	170	70
	合格者	109	86	6	17		18	13	42	36	60	49	70	39
2005	出願者	341	282	17	37	5	55	58	142	86	106	235	231	110
	合格者	114	92	9	12	1	19	16	44	35	48	66	81	33
2006	出願者	294	239	27	25	3	44	42	118	90	80	214	201	93
	合格者	119	96	9	13	1	22	20	42	35	48	70	83	36
2007	出願者	305	254	27	22	2	38	59	123	85	93	212	209	96
	合格者	119	106	6	7	0	12	29	42	36	54	65	82	37
2008	出願者	293	252	20	19	2	24	50	142	77	69	224	201	99
	合格者	126	110	4	10	2	8	23	58	37	33	93	93	33

※選抜種別「3年次特別」は、大学3年次に在学する者に係る特別選抜を指す。

※2008年度の選抜種別「外国人」には、北京大学との交流協定に基づく特別選抜による出願・合格者各1名を含む。

添付資料 2 - 1

公共政策学教育部授業科目表（2008年度）

公共政策学専攻

	科目番号	授業科目	担当教員		学期	単位数			備考
			職名	氏名		講義	演習	実習	
基幹科目	5111010	* 民事法の基層と現代的課題	教	授	廣瀬 久和	夏	2		
			教	授	白石 忠志				
			教	授	新田 一郎				
			教	授	山本 隆司				
			教	授	松村 敏弘				
			准	授	田中 亘				
			准	授	寺谷 広司				
			准	授	樋口 亮介				
			准	授	小早川光郎				
	5111020	* 公法の基層と現代的課題	教	授	林 知更	夏	2		
			准	授	宇賀 克也				
	5111030	政策決定・行政統制論	教	授	小早川光郎	夏	2		
	5111040	行政組織法	教	授	中里 実	夏	2		(法科)
	5111050	財政法	教	授	小早川光郎	夏	2		(法科)
	5111060	地方自治法	教	授	増井 良啓	冬	2		(総)(法)
	5111070	地方財政・租税論	教	授	中里 実	冬	2		(総)(法)
	5111080	租税政策	教	授	柴崎 澄哉	夏	2		
	5111090	立法学	客員	教授	横畠 裕介	冬	2		実践科目
5111100	司法過程論	教	授	太田 勝造	夏	2		(法科)	
5111110	刑事政策	教	授	川出 敏裕	冬	2		(法科)	
5111120	知的財産政策	非常勤	講師	加藤 浩	冬	2		実践科目	
5111130	国際法基礎理論	教	授	大沼 保昭	通年	2		(総)	
5111140	国際法の理論と実践	教	授	大沼 保昭	通年	2		(法)	
5111150	国際組織と法	教	授	奥脇 直也	夏	2			
5111160	国際経済法	教	授	岩澤 雄司	夏	2		(法科)	
5111170	国際人権法	准	授	寺谷 広司	夏	2		(法科)	
5111180	クローバーライセンスと法	教	授	石黒 一憲	冬	2		(総)(法)	
政治分野	5112010	* 政治学 I	准	授	谷口 将紀	夏	2		(総)(法)
	5112020	* 政治学 II	教	授	田辺 国昭	夏	2		
	5112030	政治思想と公共政策	教	授	荻部 直	夏	2		(総)(法)
	5112040	政策分析	教	授	田辺 国昭	夏	2		
	5112050	自治体行政学	教	授	金井 利之	夏	2		(法)
	5112060	公共管理論 I	教	授	森田 朗	夏	2		(総)
	5112070	公共管理論 II	教	授	徳永 崇	夏	2		実践科目
	5112080	ポリティカル・メソドロジー	教	授	加藤 淳子	冬	2		(総)(総合文化)
	5112090	国際行政論	教	授	城山 英明	夏	2		(総)(法)
	5112101	国際政治経済 I	教	授	飯田 敬輔	夏	2		(総)(法)
	5112102	国際政治経済 II	教	授	樋渡 展洋	冬	2		
	5112110	国際紛争研究	教	授	藤原 帰一	夏	2		(総)
5112120	政府間関係論	教	授	金井 利之	夏	2		(総)	

		5112130	科学技術と公共政策	教授	城山 英明	夏	2		(総)
		5112140	開発研究	准教授	佐藤 仁	冬	2		
		5112150	政策過程論	教授	田辺 国昭	冬	2		(総)
		5112161	政治とマスメディア	教授	高橋 進	夏	2		実践科目 (総)
		5112170	現代日本政治	准教授	谷口 将紀	冬	2		(総)(法)
		5112180	現代日本外交	教授	北岡 伸一	冬	2		
経済分野		5113010	* 経済学基礎	非常勤講師	脇田 成	夏	4		
		5113011	経済学基礎(英語)	講師	崔 允禎	夏	4		
		5113020	ミクロ経済学	講師	法専 充男	夏	4		
		5113030	ミクロ経済学実習	講師	陳 國樑	夏	4	1	
		5113040	マクロ経済学	講師	藤本 淳一	夏	4		
		5113050	マクロ経済学実習	講師	藤本 淳一	夏	4	1	
		5113060	* 統計分析手法	講師	石田 功	夏	4		
		5113070	計量経済学	教授	市村 英彦	冬	4		(経学)
		5113080	計量経済学実習	教授	荒井 洋一	冬		1	
		5113090	公共政策の経済評価	講師	市村 英彦	冬	4		実践科目
		5113100	公共政策の経済評価実習	教授	荒井 洋一	冬		1	実践科目
		5113110	競争政策と産業組織	准教授	金本 良嗣	冬	2		
		5113120	規制政策	教授	大橋 弘	夏	2		(経学)
		5113130	財政政策	教授	金本 良嗣	冬	2		(経)
		5113140	社会保障政策	教授	井堀 利宏	冬	2		
		5113150	国際貿易政策	非常勤講師	岩本 康志	夏	2		
	5113160	国際金融政策	助教	富浦 英一	夏	2		(経)(経学)	
	5113170	金融政策	助教	加納 隆	冬	2		(経)(経学)	
展開科目	法律分野	5121010	環境法	教授	交告 尚史	夏	2		(法科)
		5121040	経済刑法	非常勤講師	児矢野マリ	冬	2		(法科)
		5121050	公共哲学と法	教授	佐伯 仁志	冬	2		(法科)
		5121070	消費者法政策	教授	井上 達夫	冬	2		(総)(法)
		5121090	社会保障法政策	教授	廣瀬 久和	冬	2		
		5121100	法と経済学 I	非常勤講師	岩村 正彦	冬	2		
		5121110	国際租税法	教授	島崎 謙治	冬	2		(法科)
		5121120	国際環境・エネルギー法	教授	森田 修	冬	2		
		5121130	国際空間秩序と法	教授	藤田 友敬	冬	2		(法科)
		5121150	ヨーロッパ法	教授	松村 敏弘	冬	2		(法科)
		5121160	比較法政策 1	非常勤講師	増井 良啓	冬	2		(総)(新領域)
		5121170	比較法政策 2	教授	草野 耕一	夏	2		
		5121130	国際空間秩序と法	教授	中谷 和弘	夏	2		(総)(新領域)
		5121150	ヨーロッパ法	教授	奥脇 直也	冬	2		(法科)(総)
		5121160	比較法政策 1	教授	伊藤 洋一	夏	2		(総合文化)
		5121170	比較法政策 2	教授	海老原明夫	冬	2		(法科)
		5121170	比較法政策 2	教授	樋口 範雄	冬	2		(法科)

	5121190	国際法判例研究	教授	小寺 彰	夏	4	(法科)(総)
	5121201	ヨーロッパ統合と法1	教授	伊藤 洋一	夏	2	(総)(法) (総合文化)
	5121205	都市計画・建築規制	教授	大方潤一郎	夏	2	(総)
	5121212	開発の東アジアモデルと国際経済法	教授	中川 淳司	冬	2	(法科)(総)
	5121231	フランス社会保障法研究	教授	岩村 正彦	夏	2	(法科)(総)
	5121250	世界貿易体制と国内規制改革— Law vs. Economicsの視点から—	教授	石黒 一憲	冬	2	(総)(法)
	5121260	日本近代法史文献講読	准教授	和仁 陽	夏	2	(総)(法)
	5121271	金融商品取引法	教授	松尾 直彦	夏	2	実践科目 (総)(法)
	5121272	上級金融商品取引法	教授	松尾 直彦	冬	2	実践科目 (法科)(総)
	5121281	環境政策の法と経済学Ⅱ	非常勤講師	島田 明夫	夏	2	実践科目 (法科)(総)
	5121282	環境政策の法と経済学Ⅲ	非常勤講師	島田 明夫	冬	2	実践科目 (法科)(総)
	5121290	医 事 法	教授	樋口 範雄	冬	2	(総)(法)
	5121300	金 融 法	教授	神田 秀樹	冬	2	(総)(法)
	5121310	社 会 保 障 法	教授	神作 裕之			(法)
	5121320	ヨーロッパ統合：ヨーロッパと 東アジアの地域主義比較	教授	岩村 正彦 中村 民雄	夏 冬	2	(法科) (総)(総合文化)
	5121330	フランス行政法研究	教授	小早川光郎	冬	2	(法科)(総)
	5121340	フランス法文献講読入門	教授	北村 一郎	夏	2	(総)(法)
	5121350	フランス法の基本的諸問題	教授	北村 一郎	冬	2	(総)(法)
	5121360	マスメディアと法	教授	ダニエル フット	冬	2	(総)(法)
政治分野	5122010	N P O 論	非常勤講師	田中 弥生	夏	2	
	5122030	国際政治理論	教授	石田 淳	夏	2	
	5122040	対外政策決定論	教授	五十嵐武士	夏	2	
	5122070	地域政治A(現代中国の政治)	教授	高原 明生	夏	2	(法)
	5122083	地域政治B(現代朝鮮半島の政治)	教授	木宮 正史	夏	2	(法)
	5122084	地域政治B(現代ラテンアメリカの政治)	教授	大串 和雄	夏	2	(法)
	5122086	地域政治B(現代中東の政治)	教授	鈴木 董	夏	2	(法)
	5122092	地域政治C(現代アメリカの政治)	教授	久保 文明	夏	2	(総)
	5122094	地域政治C(現代北欧の政治)	非常勤講師	小川 有美	夏	2	(法)
	5122095	地域政治C(現代アメリカの政治過程)	非常勤講師	Clyde Wilcox	夏	2	(総)
	5122100	現代アメリカ外交論の系譜と国内政治	教授	久保 文明	夏	2	(総)
	5122110	自治体行政聴査	教授	金井 利之	通年	2	(総)(法) (教育学)
	5122120	エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論	特任教授 客員教授 (寄附講座教員)	諸葛 宗男 鈴木達治郎	冬	2	
	5122140	国際政治経済の諸問題	教授	飯田 敬輔	冬	2	(総)(法)
5122151	国連安保理と紛争解決	教授	北岡 伸一	冬	2	(総)(法)	
5122160	戦争と映画	教授	藤原 帰一	夏	2	(総)(法)	
5122170	西 欧 比 較 政 治 論	准教授	中山 洋平	冬	2	(総)(法)	
5122180	日 本 の 行 政	非常勤講師	工藤 裕子	冬	2		

	5122190	京都議定書を読む	非常勤講師	谷みどり	夏	2				
	5122200	現代中国の政治と外交	教授	高原明生	冬	2				
経済分野	5123010	労働政策	教授	玄田有史	冬	2			(経学)	
	5123020	環境政策	教授	藤原正寛	夏	2				
	5123030	都市地域政策	教授	澤昭裕						(経)
			准教授	金本良嗣	夏	2				
			河端瑞貴							
			山口勝弘							
	5123050	金融市場	講師	石田功	夏	2				
	5123061	国際開発政策	准教授	澤田康幸	冬	4			(経学)	
	5123070	日本のマクロ経済政策	教授	伊藤隆敏	冬	2			(経)	
	5123100	取引システムの計量分析	講師	陳國樑	夏	2			(経)	
	5123110	リスクマネジメントと公共政策	客員教授	齊藤誠	夏	2				
			(寄附講座教員)							
			客員教員	高岡慎						
			(寄附講座教員)							
		非常勤講師	足立尚人							
		教授	金本良嗣							
		教授	林良造							
5123120	プログラム評価の計量経済学	教授	市村英彦	冬	2				(経)	
5123160	ゲーム理論	教授	松井彰彦	夏	2				(経学)	
5123190	貨幣と短期金融市場	教授	伊藤隆敏	冬	2				(経)	
5123200	産業経済論	講師	陳國樑	夏	2				(経)	
5123210	開発経済学の諸トピックⅠ	准教授	澤田康幸	夏	2				(経)(総合文化)	
5123220	開発経済学の諸トピックⅡ	准教授	澤田康幸	冬	2				(経)(総合文化)	
実践科目	5130010	政策分析・立案の基礎	教授	徳永崇	夏	2			実践科目	
	5130020	交渉と合意	客員教員	松浦正浩	冬		2		実践科目	
			(寄附講座教員)							
	5130030	社会調査法	教授	石田浩	冬	2			実践科目 (総)	
	5130040	国際法実務演習	非常勤講師	大江博	冬		2		実践科目	
	5130050	経済構造改革1(経済政策の視点から)	教授	林良造	夏	2			実践科目	
5130060	経済構造改革2(政策決定プロセスの視点から)	教授	林良造	冬	2			実践科目		
事例研究	5140010	事例研究(法政策Ⅰ)	教授	徳永崇	冬		4		実践科目	
	5140020	事例研究(法政策Ⅱ)	非常勤講師	井原辰雄	通年		4		実践科目	
	5140030	事例研究(法政策Ⅲ)	客員教授	横島裕介	通年		4		実践科目	
	5140040	事例研究(現代行政Ⅰ)	教授	森田朗	冬		4		(総)	
	5140050	事例研究(現代行政Ⅱ)	教授	田辺国昭	冬		4			
	5140060	事例研究(現代行政Ⅲ)	教授	金井利之	通年		4		(総)	
	5140070	事例研究(環境・技術政策1)	教授	城山英明	夏		4		(新領域)	

		客員教授	鈴木達治郎				
		(寄附講座教員)					
		客員教員	松浦 正浩				
		(寄附講座教員)					
5140090	事例研究 (外交政策Ⅰ)	客員教授	大島正太郎	夏	4	実践科目	
5140100	事例研究 (外交政策Ⅱ)	客員教授	大島正太郎	冬	4	実践科目	
5140110	事例研究 (国際法Ⅰ)	教授	中川 淳司	冬	4	(総)	
5140130	事例研究 (国際紛争研究)	教授	藤原 帰一	冬	4	(総)	
5140140	事例研究 (国際政治経済)	教授	樋渡 展洋	夏	4	(総)	
5140153	事例研究 (行政とIT)	非常勤講師	奥村 裕一	冬	4		
5140200	事例研究(政策プロセスマネジメント)	教授	城山 英明	夏	2		
		准教授	加藤 浩徳				
		客員教員	松浦 正浩				
		(寄附講座教員)					
5140211	事例研究 (日本の国際経済政策)	教授	飯田 敬輔	冬	4		
5140212	事例研究 (政治とマスメディア)	教授	高橋 進	夏	4	実践科目	
		准教授	谷口 将紀				
		非常勤講師	若宮 啓文				
5140213	事例研究(地域紛争の研究:映像資料を中心に)	教授	高橋 進	夏	2	(総)(法)	
5140220	事例研究 (ミクロ経済政策・問題分析Ⅰ)	教授	金本 良嗣	夏	2	実践科目	
		特任教授	山口 勝弘				
		非常勤講師	石井喜三郎				
5140230	事例研究(ミクロ経済政策・問題分析Ⅱ)	准教授	大橋 弘	夏	2	実践科目	
		非常勤講師	川本 明				
5140240	事例研究(ミクロ経済政策・問題分析Ⅲ)	教授	松村 敏弘	夏	2	実践科目	
		非常勤講師	今川 拓郎				
5140250	事例研究 (ミクロ経済政策・解決策分析Ⅰ)	教授	金本 良嗣	冬	2	実践科目	
		特任教授	山口 勝弘				
		非常勤講師	石井喜三郎				
5140260	事例研究 (ミクロ経済政策・解決策分析Ⅱ)	准教授	大橋 弘	冬	2	実践科目	
		非常勤講師	川本 明				
5140270	事例研究 (ミクロ経済政策・解決策分析Ⅲ)	教授	松村 敏弘	冬	2	実践科目	
		非常勤講師	今川 拓郎				
5140280	事例研究(財政政策・問題分析)	教授	井堀 利宏	夏	2	実践科目	
		教授	柴崎 澄哉				
5140290	事例研究 (日本の経済政策・問題分析)	教授	伊藤 隆敏	夏	2	実践科目	
		客員教授	法専 充男				
5140300	事例研究 (社会保障政策・問題分析)	教授	岩本 康志	夏	2	実践科目	
5140310	事例研究 (財政政策・解決策分析)	教授	井堀 利宏	冬	2	実践科目	
5140320	事例研究 (日本の経済政策・解決策分析)	教授	伊藤 隆敏	冬	2	実践科目	
		客員教授	法専 充男				
5140330	事例研究 (社会保障政策・解決策分析)	教授	岩本 康志	冬	2	実践科目	
5140340	事例研究 (ミクロ経済政策・政策分析入門Ⅰ)	教授	金本 良嗣	夏	2	実践科目	
		特任教授	山口 勝弘				
		非常勤講師	石井喜三郎				
5140350	事例研究(ミクロ経済政策・政策分析入門Ⅱ)	准教授	大橋 弘	夏	2	実践科目	
		非常勤講師	川本 明				
5140360	事例研究(ミクロ経済政策・政策分析入門Ⅲ)	教授	松村 敏弘	夏	2	実践科目	
		非常勤講師	今川 拓郎				
5140370	事例研究 (財政政策・政策分析入門)	教授	井堀 利宏	夏	2	実践科目	
		教授	柴崎 澄哉				

5140380	事例研究（日本の経済政策・政策分析入門）	教 授 客 員 教 授	伊藤 隆敏 法専 充男	夏	2	実践科目
5140390	事例研究（社会保障政策・政策分析入門）	教 授	岩本 康志	夏	2	実践科目
5140400	事例研究（リスクマネジメント）	客 員 教 授 (寄附講座教員)	齊藤 誠	冬	2	
		客 員 教 員 (寄附講座教員)	高岡 慎			
5140406	事例研究（グローバル資本市場法制）	非 常 勤 講 師 教 授	足立 尚人 松尾 直彦	冬	2	実践科目 (法科)(総)
		客 員 教 授 (寄附講座教員)	小野 傑			
5140407	事例研究（日本の東アジア政策）	客 員 教 授 (寄附講座教員)	田中 均	冬	2	実践科目
5140408	事例研究（International Financial Institutions）	教 授	伊藤 隆敏	冬	2	実践科目
5140409	事例研究（地方自治法改正史）	非 常 勤 講 師	小西 敦	冬	2	実践科目
5150010	リサーチペーパー		各教員	通年	2	
5150020	研究論文		各教員	通年	6	

※(法科)は、法科大学院との合併授業を示す。

(総)は、法学政治学研究科総合法政専攻との合併授業を示す。

(法)は、法学部との合併授業を示す。(経)は、経済学研究科との合併授業を示す。

(経学)は、経済学部との合併授業を示す。(総合文化)は、総合文化研究科との合併授業を示す。

(教育学)は、教育学研究科との合併授業を示す。

(新領域)は、新領域創成科学研究科との合併授業を示す。

*印は未修者対象の授業科目を示す。

公共政策学教育部冬学期授業時間表(2008年度)

2008.10~2009.3

	1限 (8:30~10:10)			2限 (10:20~12:00)			3限 (13:10~14:50)			4限 (15:00~16:40)			5限 (16:50~18:30)			6限 (18:40~20:20)		
月				(法) 国際法実務演習 大江 法19 (総) ポリティカル・メソロジー 加藤 法A6 (総合文化) 日本の行政 工藤 本演3 (経) 日本のマクロ経済政策 伊藤(隆) 経8	(法) 比較法政策1 海老原 法総305 (法) 消費者法政策 廣瀬 法22 交渉と合意 松浦 本演3 (法) フランス行政法研究 小早川 法総304 (経学) 規制政策 金本・松村 経3				(総) 事例研究(現代行政Ⅰ) 森田(朗) 本演3 (法) 自治体行政聴査(月1回)(通)(教育学) 金井 法A4 (経) 財政政策 井堀 経8 (経) プログラム評価の計量経済学 市村 経4	(法) 国連安保理と紛争解決 北岡 法19 (総) 事例研究(現代行政Ⅰ) 森田(朗)・田口 本演3 (法) 自治体行政聴査(月1回)(通)(教育学) 金井 法A4 公共政策の経済評価 金本 経8 事例研究(社会保障政策・解決策分析) 岩本 本演8	事例研究(日本の東アジア政策)(18:40~21:00) 田中(均) 本演3 事例研究(法政策Ⅱ)(通)(18:50~20:30) 井原 本演9 事例研究(ミクロ経済政策・解決策分析Ⅲ) 松村・今川 本演7							
火	(法) 現代日本政治 谷口 法22	(法) 法と経済学Ⅰ 森田(修) 法総305 (総) 政策過程論 他 田辺 法19 現代中国の政治と外交 高原 Y505 (経) 貨幣と短期金融市場 伊藤(隆) 経8 (経学) 国際開発政策 澤田 経2	(法) 地方自治法 山本 法総304 現代日本外交 北岡 法27 計量経済学 市村・荒井 経1	(法) 金融法 神田・神作 法22 (法) 国際政治経済の諸問題 飯田 法A4 エネルギー・環境技術の観点から見た産業技術論 諸島・鈴木 本演3 事例研究(国際紛争研究) 藤原(帰) 法研203	事例研究(行政とIT) 奥村 本演3 (法) マスメディアと法 フット 法19 (法) 国際法の理論と実践(隔週)(通) 大沼 法A5 事例研究(国際紛争研究) 藤原(帰) 法研203	事例研究(行政とIT) 奥村 本演3												
水	事例研究(財政政策・井堀・中林 本演8 解決策分析)	(法) 国際租税法 増井・草野 法総101 開発研究 佐藤 本演3 (法) 開発の東アジアモデルと国際経済法 中川 法総304	(法) 事例研究(グローバル資本市場法制) 松尾・小野 法総204 (総) 社会調査法 石田(浩) 法19 事例研究(日本の国際経済政策) 飯田 法A3 経済構造改革2(政策決定プロセスの視点から) 林(良) 本演8	(法) 医事法 樋口(範) 法22 事例研究(日本の国際経済政策) 飯田 法A3 (総) 事例研究(現代行政Ⅲ)(隔週・通) 金井 本演3 (経学) 国際金融政策 加納 経8	(法) 上級金融商品取引法 松尾 法総301 (法) 地方財政・租税論 増井 法19 (法) 西欧比較政治論 中山 法B6 (法) 世界貿易体制と国内規制改革—Law vs. Economicsの視点から— 石黒 法21 (法) フランス法の基本的諸問題(隔週・通) 北村 法A4 (総) 事例研究(現代行政Ⅲ) 金井 本演3 事例研究(日本の経済政策・解決策分析) 伊藤(隆) 本演9 労働政策 法専 本演8 事例研究(リスクマネジメント) 齋藤他 本演3	知的財産政策 加藤(浩) 本演3 事例研究(International Financial Institutions) 伊藤(隆) 本演9 事例研究(ミクロ経済政策・解決策分析Ⅰ) 中林 本演7 事例研究(ミクロ経済政策・解決策分析Ⅱ) 金本他 本演8 (法) 環境政策の法と経済学Ⅲ 大橋・川本 本演8 島田 法総304												
木		(法) 経済刑法 橋爪 法総301 国際空間秩序と法 奥脇 法19 (経学) 金融政策 植田他 経3		事例研究(外交政策Ⅱ) 大島 法総203 事例研究(法政策Ⅰ) 徳永 本演7	事例研究(外交政策Ⅱ) 大島 法総203 事例研究(法政策Ⅰ) 徳永 本演7													
金	計量経済学実習 市村・荒井 経1	(法) 刑事政策 川出 Y505 公共哲学と法 井上 法19 (法) ヨーロッパ統合: ヨーロッパと東アジアの地域主義比較 中村 法総304 (経) 開発経済学の諸トピックⅡ 澤田 経10演 (総合文化) 計量経済学 市村・荒井 経1	(法) 比較法政策2 樋口(範) 法21 (法) ヨーロッパ統合と法2 伊藤(洋) 法総304 国際政治経済Ⅱ 樋渡 本演3 (総) 国際法基礎理論(隔週)(通) 大沼 法A1 (経学) 国際開発政策 澤田 経2 公共政策の経済評価 金本 経8	事例研究(現代行政Ⅱ) 田辺 法A6 (総) 事例研究(国際法Ⅰ) 中川 本演8	事例研究(現代行政Ⅱ) 田辺 法A6 (総) 事例研究(国際法Ⅰ) 中川 本演8	(総) 社会保障法政策 岩村・島崎 本演3 立法学(18:50~20:30) 横畠 法19												

土 事例研究(法政策Ⅲ)(通) 横畠 本演9

午後及び日・祝日※ 事例研究(地方自治法改正史) 小西 本演9

- 備考 1. (法)は法科大学院と合併、(総)は法学政治学研究科総合法政専攻と合併、(法)は法学部と合併、(経)は経済学研究科と合併、(経学)は経済学部と合併、(総合文化)は総合文化研究科と合併、(教育学)は教育学研究科と合併、(新領域)は新領域創成科学研究科との合併を表す。
 2. (隔週)は隔週開講、(通)は通年開講を表す。
 3. 法は法文1号館、法総は法学政治学系総合教育棟、法研は法学部3号館、本演は第2本部棟演習室、Yは総合研究棟(弥生キャンパス内)、経8・経9及び経10演・経13演は赤門総合研究棟、経1~経4は経済学研究科棟でそれぞれ授業を行う。
 4. ※事例研究(地方自治法改正史)の日程の詳細は後日掲示する。

添付資料 2 - 3

各省庁インターンシップ採用実績

2008年12月現在

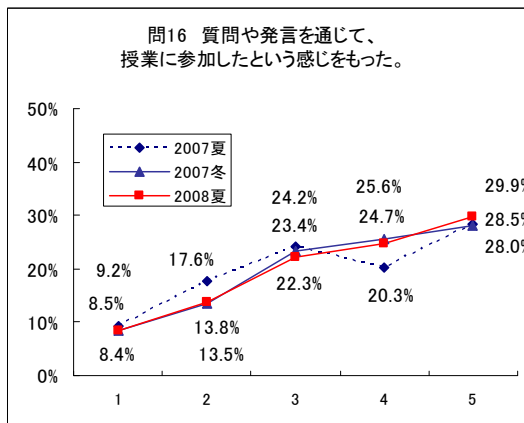
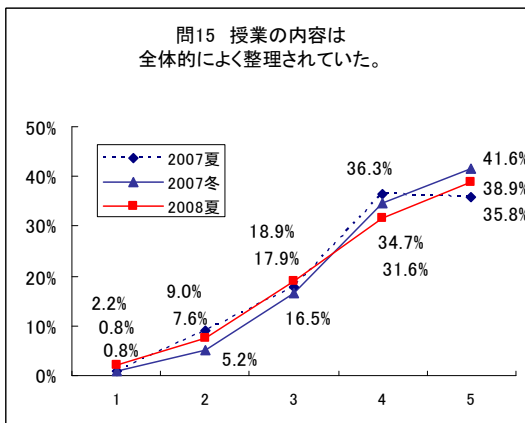
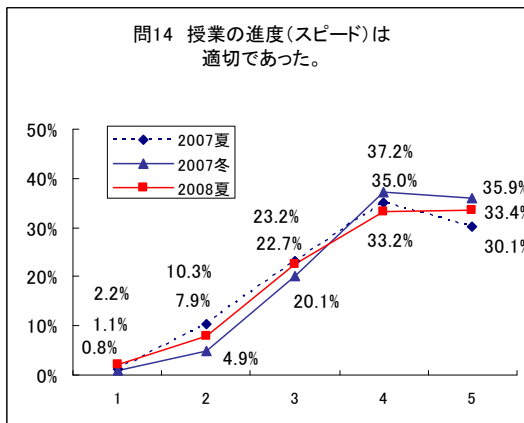
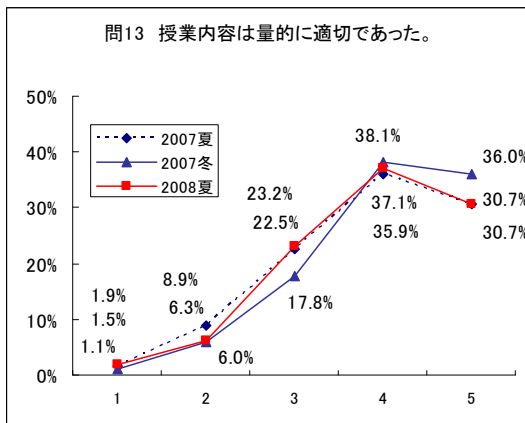
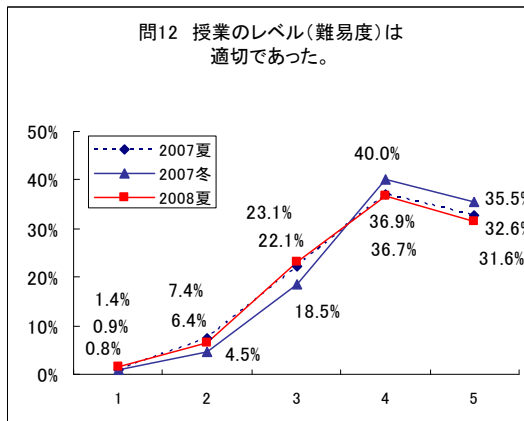
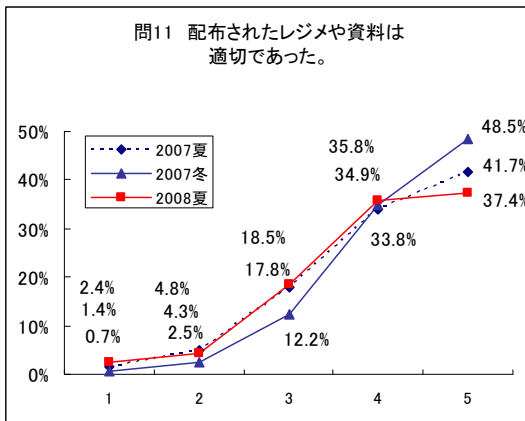
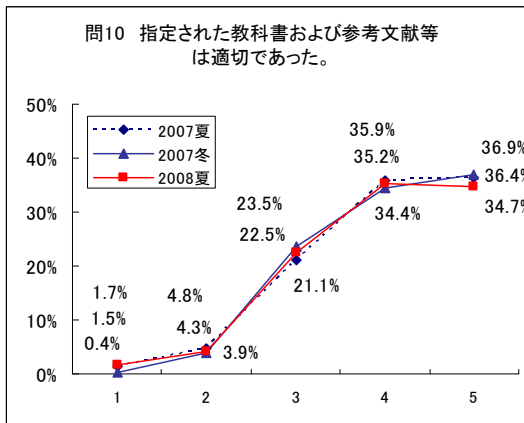
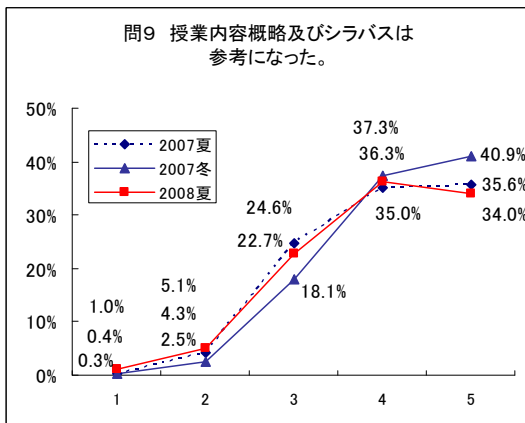
	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	計
総務省			2			2
外務省	3	2	4	1	1	11
文部科学省			2			2
厚生労働省	5	6	5	4	4	24
農林水産省		1	1	2	1	5
経済産業省		2	1	1	3	7
国土交通省		7	2	2	1	12
計	8	18	17	10	10	63

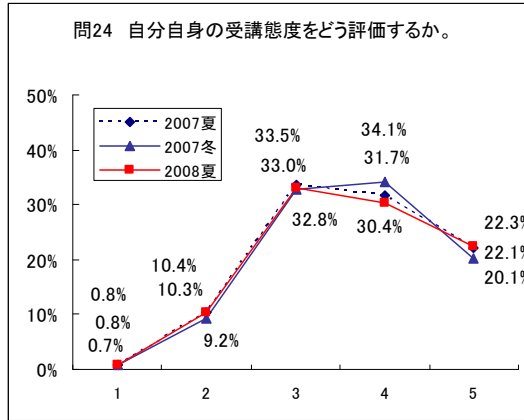
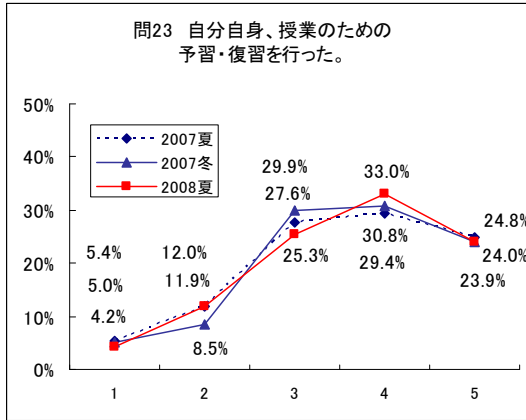
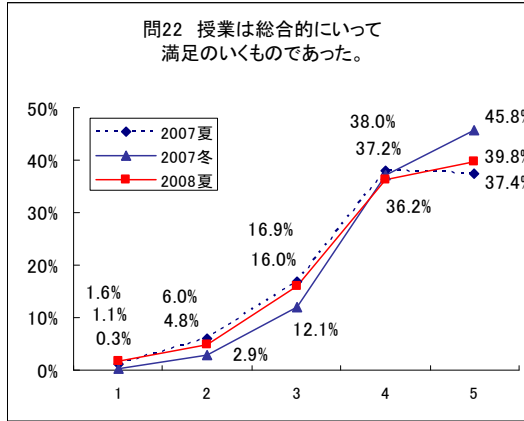
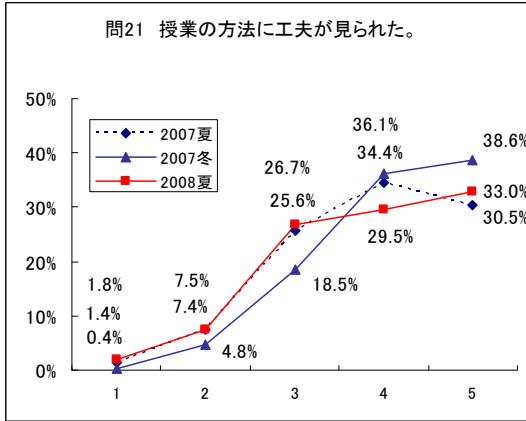
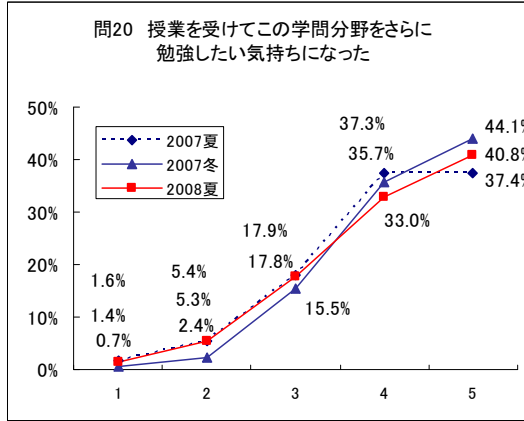
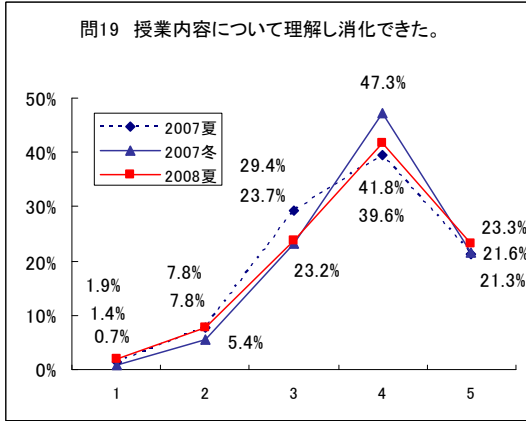
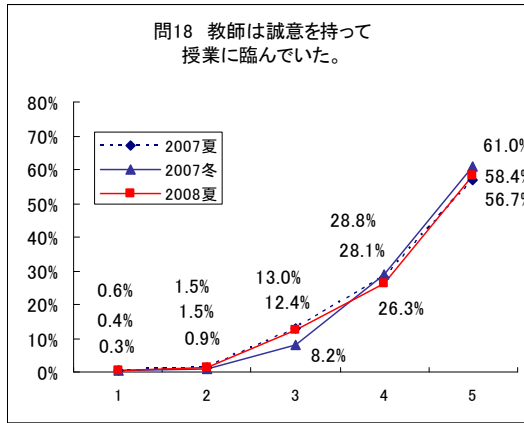
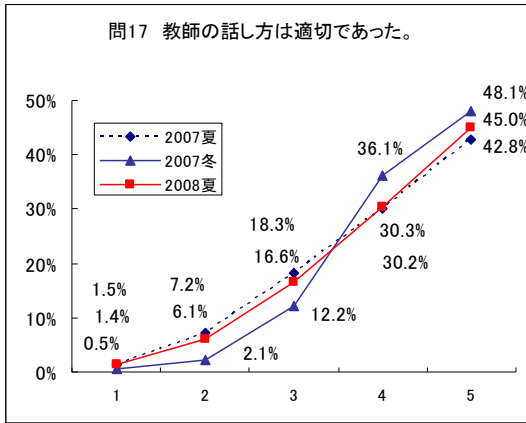
霞が関インターンシップ (公共政策大学院学生対象)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	計
内閣府	2007年度より開始				2	2
警察庁				1	2	3
総務省					3	3
法務省				1		1
財務省					3	3
外務省					1	1
国税庁					1	1
文部科学省					1	1
国土交通省				2	1	3
環境省					1	1
防衛省				2	2	4
計				6	17	23

合計	8	18	17	16	27	86
----	---	----	----	----	----	----

添付資料3 授業アンケート結果





添付資料5

図書・設備の状況

	図書(冊)	学術雑誌(種)		視聴覚資料(点)	機械・器具(点)	標本(点)
			内、電子ジャーナル(種)			
専用※	1125	0	0	0	0	0
共用	2522581	48827	8200	4468	機械・器具、標本併せて600万点以上(詳細把握不可能)	

※専用は、法学部図書館及び経済学部図書館の公共政策学教育部専用棚等の分

添付資料 6

運営諮問会議委員名簿

(敬称略。所属・役職は当時のもの)

2004年度

猪木 武徳	国際日本文化研究センター 教授
勝俣 恒久	東京電力株式会社 取締役社長
行天 豊雄	財団法人国際通貨研究所 理事長
藤井 龍子	前内閣府情報公開審査会委員
船橋 洋一	朝日新聞社 コラムニスト

2005年度

猪木 武徳	国際日本文化研究センター 教授
勝俣 恒久	東京電力株式会社 取締役社長
行天 豊雄	財団法人国際通貨研究所 理事長
小島 明	社団法人日本経済研究センター 会長
藤井 龍子	大阪大学大学院法学研究科 招聘教授

2006年度

猪木 武徳	国際日本文化研究センター 教授
勝俣 恒久	東京電力株式会社 取締役社長
行天 豊雄	財団法人国際通貨研究所 理事長
小島 明	社団法人日本経済研究センター 会長
藤井 龍子	大阪大学大学院法学研究科 招聘教授

2007年度

勝俣 恒久 東京電力株式会社 取締役社長
行天 豊雄 財団法人国際通貨研究所 理事長
小島 明 社団法人日本経済研究センター 会長
藤井 龍子 大阪大学大学院法学研究科 招聘教授
村松 岐夫 学習院大学政治学研究科 教授
チャールズ・レイク アメリカンファミリー生命保険会社 副会長
(2007年12月より)

2008年度

勝俣 恒久 東京電力株式会社 取締役会長
行天 豊雄 財団法人国際通貨研究所 理事長
小島 明 社団法人日本経済研究センター 特別顧問
藤井 龍子 大阪大学大学院法学研究科 招聘教授
村松 岐夫 学習院大学政治学研究科 教授
チャールズ・レイク アメリカンファミリー生命保険会社 代表者・会長

添付資料 7

公共政策セミナー開催概要

【2008年冬学期 開催分】

第43回 世界的課題に立ち向かう日本とメキシコ
(日墨修好通商航海条約締結120周年記念シンポジウム)

日時：11月21日(金) 10時30分～17時

スピーカー：【環境】 Lisa Antillon Kantrowitz (環境研究家、メディアコメンテーター)
西村六善 (内閣特別顧問、元駐墨大使)

【日墨関係】 Laura Rubio Diaz Leal (ITAM 教授)
Carlos Uscanga (メキシコ国立自治大学教授)
林良造 (東京大学公共政策大学院教授)

【安全保障】 Monica Serrano (メキシコ大学院大学教授)
田中明彦 (東京大学大学院情報学環・

東洋文化研究所教授、東京財団上席研究員)

【アメリカ合衆国に対するメキシコと日本】

Jorge Montano (元駐米大使、元国連大使)

北岡伸一 (東京大学大学院教授、前国連大使、
東京財団主任研究員)

第42回 講師：ペール・ヌーデル(Pär Nuder)氏 (スウェーデン前財務大臣)

主題：スウェーデン前財務大臣が語る 福祉・成長両立モデル

日時：11月17日(月) 18時～20時

第41回 官庁内定者企画パネルディスカッション「現代日本の求める官僚とは」

日時：11月4日(火) 18:00～20:00

パネリスト：

森田朗 (東京大学 前公共政策大学院長、政策ビジョン研究センター長) ※コーディネーター

増田寛也 (前総務大臣)

林良造 (東京大学 公共政策大学院教授、元経済産業政策局長)

御厨貴 (東京大学 先端科学技術研究センター教授)

工藤泰志 (認定特定非営利活動法人 言論NPO代表)

朝比奈一郎 (新しい霞ヶ関を創る若手の会「プロジェクトK」代表)

主催：平成20年度官庁内定者有志

共催：東京大学公共政策大学院(第40回 公共政策セミナー)

【2008年夏学期 開催分】

第40回 第1回ヘボン＝渋沢記念講座シンポジウム
「大統領選挙とアメリカ外交の今後」

パネリスト：「大統領選挙の分析」 クライド・ウィルコックス ジョージタウン大学教授

「アメリカ外交の動向」 マイケル・マスタンドゥーノ ダートマス大学教授

「日米関係への含意」 北岡伸一 東京大学教授

司会/コメンテーター：久保文明 東京大学教授

第 39 回 公開パネル討論会「日本の温暖化対策はどうあるべきか」

基調講演：今井尚哉氏（経済産業省大臣官房政策審議室長（前内閣総理大臣秘書官））

パネリスト：影山 嘉宏氏（東京電力環境部長）

笹之内 雅幸氏（トヨタ自動車株式会社理事）

山岸 尚之氏（気候変動プログラムリーダー）

西條 辰義氏（大阪大学教授）

第 38 回 講師：西村 六善氏（内閣官房参与）

主題：温暖化問題の外交－洞爺湖サミットに向けて－

2007 年夏学期 開催分

第 33 回 講師：堀田 力氏（弁護士・さわやか福祉財団理事長）

主題：「市民が決め、実現する公共」

第 32 回 講師：石川嘉延氏（静岡県知事）

主題：行革の特効薬「新公共経営」～静岡県の実践～

第 31 回 講師：ロバート・ブラックウィル氏（元米ブッシュ政権 NSC 担当副補佐官、元駐インド大使）

ジェイムズ・スタインバーグ氏（元米クリントン政権 NSC 担当副補佐官、テキサス大学公共問題大学院長）

佐藤謙氏（世界平和研究所副会長、元防衛事務次官）

主題：国家安全保障会議（NSC）と日本の戦略

第 30 回 講師：五味廣文氏（金融庁長官）

主題：『金融行政を巡る現状と課題』

第 29 回 講師：中川直直氏（自由民主党幹事長）鳩山由紀夫氏（民主党幹事長）

主題：『日本政治の可能性』

第 28 回 講師：明石 康氏（元国連事務次長）

主題：『等身大の国連とは？その可能性と限界』

2006 年冬学期 開催分

第 27 回 講師：南川秀樹氏（環境省地球環境局長）

主題：『地球温暖化防止について～京都議定書への対応と将来枠組み～』

【特別セミナー】講師：ジョン・ボルトン氏（前アメリカ国連大使）

第 26 回 講師：西川一誠氏（福井県知事）

主題：『マニフェスト行政の未来～その役割と課題～』

第 25 回 講師：クリスティーヌ・ラガルド氏（フランス経済財政産業省貿易担当大臣）

主題：“The globalization of the world economy from a French Perspective—Trends for the Japan—France relations—”

第 24 回 講師：西水 美恵子氏（前世界銀行副総裁）

主題：『幸福をめざす国造り』

2006 年夏学期 開催分

第 23 回 講師:川口 順子氏 (参議院議員(元外務大臣))

主題:『日本はアジアとどう向き合うべきか』

第 22 回 講師:太田 房江氏 (大阪府知事)

主題:『大阪・関西の今』

第 21 回 講師:福井 俊彦氏 (日本銀行総裁)

主題:『日本経済の現状と展望』

第 20 回 講師:Michael Osborne 氏 (Director Multidisciplinary Issues International Futures Program Global Science Forum OECD)

主題:“The bioeconomy to 2030: Designing a policy agenda”

第 19 回 講師:Gerald Curtis 氏 (Burgess Professor of Political Science, Columbia University)

主題:“Japan, the US, and Asia”

2005 年冬学期 開催分

第 18 回 講師:村上 世彰氏 (株式会社M&Aコンサルティング代表取締役)

主題:『敵対的 M&A への対応策—公共政策へのインプリケーション』

第 17 回 講師:石原 葵氏(農林水産省事務次官)

主題:『WTO 農業交渉と我が国の農政改革』

第 16 回 講師:高橋 はるみ氏(北海道知事)

主題:『道州制と北海道の未来について』

第 15 回 講師:谷垣 禎一氏(財務大臣)

主題:『財政再建と政治の役割』

第 14 回 講師:中村 秀一氏 厚生労働省社会・援護局長

主題:『高齢者医療と介護 - 30 年間の歩みと今後の政策課題 -』

2005 年夏学期

第 13 回 講師:大石 久和氏 国土技術研究センター理事長・前国土交通省技監

主題:『国土学』

第 12 回 講師 竹内 行夫氏 外務省顧問・前外務事務次官

主題:『国際秩序と日米関係』

第 11 回 講師 増田 寛也氏 岩手県知事

『地域の自立を目指す改革と岩手の価値の実現』

2004 年冬学期

第 10 回

パネリスト:

菊地敦子氏(人事院人材局試験審議官)

玉村美保子氏(WFP国連世界食糧計画日本事務所代表)

藤井龍子氏(公共政策大学院運営諮問会議委員・元労働省女性局長)

『公共政策の学びを生かす進路とその未来』

第 9 回 講師 片山 善博氏 鳥取県知事

『地方自治は機能しているか』

第 8 回 講師 船橋 洋一氏 朝日新聞コラムニスト

『変わる世界を読み解く』

第 7 回 講師 田原 総一郎氏

『私の見た戦後政治』

第 6 回 講師 孔 魯明氏 朝日新聞アジアネットワーク会長・韓国元外務大臣

『北と韓日と北東アジア』

第 5 回 講師 堂本 暁子氏 千葉県知事

『地方分権と地域デモクラシー』

第 4 回 講師 久間 章生氏 自由民主党総務会長

『自民党政治とは何か』

第 3 回 WFP(国連世界食糧計画)事務局長 ジェームズ T. モリス氏

『人道援助における WFP と日本のパートナーシップ』

第 2 回 講師 田中 均氏 外務審議官

『日本外交を考える』

第 1 回 講師 岡田 克也氏 民主党代表

『日本政治の将来と民主党の使命』